

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(令和3年3月4日)

○ 竹野兼主委員長

皆さん、おはようございます。それでは、これより昨日に引き続きまして、教育委員会に関する議案の審査を行います。

まず、その前に、本日の資料の部分のところで、委員の皆さんのところに配付されていると思いますが、この部分のところににつきましては、タブレットにもきちっと送ってはあるんですが、A3ということで非常に見づらいのかなということで、少し配慮させていただき、資料を配付させてもらっていることをご了解いただきたいと思います。

それでは、まず教育長、ご挨拶をお願いいたします。葛西教育長、座ったままでお願いします。

○ 葛西教育長

皆さん、おはようございます。教育委員会でございます。いつも大変お世話になっております。

今日は、予算常任委員会教育民生分科会ということで、議案第70号、これは令和3年度の四日市市の一般会計予算でございます。

先日の議案聴取会でいただいたご質問、これを資料として整えてまいりましたので、よろしくをお願いいたします。

また、議案第123号、これは令和2年度の補正予算でございます。この中には、コロナ禍において事業が縮小あるいは中止されたもの、その減額補正も入っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議案第129号、令和3年度の補正予算でございます。これは、国の補助金の前倒しというふうなことで、八郷小学校の災害用の便槽工事、これが入っております。

また、その他、新型コロナウイルス感染症に伴う市の主催行事、これは学校ですので、学校行事の部分も入れさせていただいております。

さらに、教育民生常任委員会では、先日の議案聴取会でご説明させていただいた二つの条例と三つの工事契約ということになっております。

最後ですけれども、協議会としましては、高花平小学校の改築工事、それから四日市市学校規模等適正化計画、令和2年度改訂版でございます。

どうぞよろしくご審議、ご指導のほうをお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございました。

議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 幼稚園費（関係部分）

第5項 社会教育費（関係部分）

第2条 債務負担行為（関係部分）

○ 竹野兼主委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会といたしまして、議案第70号令和3年度四日市市一般会計予算、教育委員会所管部分についての審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、追加資料の説明を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 長谷川教育総務課長

教育総務課、長谷川でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

では、データのファイルの場所を申し上げます。09、2月定例会議会の05、教育民生常任委員会、004、教育委員会（予算分科会追加資料）をよろしくお願いいたします。資料のほうは25分の4ページからとなっております。よろしいでしょうか。

では、ご説明をさせていただきます。25分の4でございます。

まず、教育総務課から、学校プール運営事業における安全対策の強化と監視責任者の派遣について、これは荒木委員のほうからご請求いただいた資料でございます。

まず一つ目が、安全対策の強化の内容といたしまして、そこに4点ございますが、児童

への安全対策として、まず全天候型の救急カバンであるとか、非常用毛布を買うための予算、それから熱中症対策は、昨年度と同様でございますが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、非接触体温計であるとか消毒液、またスタッフの安全対策として、ネッククーラー等の熱中症対策の用品も内容として挙げております。

二つ目でございますが、プール監視員として派遣する人材について、詳細のほうをご説明しております。

P T Aの負担軽減というところで、専門的な知識を有する方というところで、これはスポーツ協会を通じまして、民間のプール運営の事業の方にご相談をさせていただいた内容、それを踏まえた内容となっております。

現在、市内の民間等のプール監視で現実に従事していただいて、そういう技術であるとか知識をお持ちの方というところで、2番目に業務内容を書いてございますが、それぞれ学校、1校につき1名、まず事前の講習、そして1回当たり4時間の内容といたしまして、監視の指導及び、また開放時の監視の責任者等々、お願いする予定となっております。

金額については記載のとおりということでございます。

次の25分の5ページをよろしく願いいたします。

新たな奨学金制度につきまして、まず給付・貸与と返還につきまして、シミュレーションのようなものということで、荒木委員、中村委員のご請求の資料を作ってまいりました。

まず、その給付につきまして、そこに四角で事例として挙げてございますが、令和4年度に奨学生、高校の奨学生になって、その後、引き続き、令和7年度大学等の奨学生に採用された方という想定で資料を作ってまいりました。

この、それぞれ高校、大学における奨学生の期間は、高校、また大学で採用されたら卒業まで、奨学生として継続をいたします。

そして、表になっておりますが、例えば令和4年度から3か年、毎月1万2000円を支給させていただきまして、43万2000円の月額と、それから入学時の4万円の支度金、これは給付となっております。

そして、令和7年度には、大学進学前に改めて申し込んでいただいて、奨学生として改めて採用させていただいて、そこから4年間、月々2万4000円、総額115万2000円と。入学支度金も5万円給付させていただいて、令和11年度は1年間据置きという、こういうような支給の方法。大体年に3回の振込というところで想定をさせていただいております。

そして返還のほうでございますが、これも四角に囲みであります。まず月額のほうで

すね。入学支度金は給付でございますので、月額総額が158万4000円となりますが、このうち2分の1は給付部分、79万2000円は、もう返さなくてもいい部分でございます。

そして、2分の1の貸与部分です。79万2000円を10年間かけて返していただくということになりますので、まず返還対象が10年間、7万9200円となりますが、この方、想定といたしましては、卒業後、市内に居住していただきまして、そして、網かけの四角であるんですが、途中何年か、ちょっと市外へ転出されて、新たに返っていただいたという想定で作らせていただいています。

まず、令和12年度から7万9200円返していただくわけなんです。ここは市内在住というところで、毎年1月1日を基準日といたしまして、その年度の免除を判定させていただいて、令和12年の1月1日にいらっしゃれば、令和12年度は免除というところになります。

そして、網かけの想定ですが、令和16年12月に市外転出、令和19年2月に市内転入という想定で作らせていただきます。令和17年、令和18年、令和19年の3回の1月1日、この基準日が市外在住であるという想定でございますので、その3年分は返還免除の要件は満たさないというところで、その3年分だけは返還していただきます。また令和20年度から返還免除という形で、資料をお作りさせていただいております。

次の25分の6をお願いいたします。

こちら、川村委員からご請求いただきました。口頭でもということでしたが、他の資料と併せて作成をさせていただきました。連帯保証人規定の考え方でございます。

この連帯保証人の規定を導入する際の議論としまして、やはり、この市の税金を財源とする事業では債権回収を確実にすること、また奨学生に対して連絡がつかないときの連絡手段の確保。学生の方ですと、なかなか連絡つきにくい場合もございます。そして、滞納となった場合の支払いの促し等を行えることから、連帯保証人の規定は必要であると考えております。

一方、連帯保証人になってもらうことを他人に頼みにくいということであるとか、なかなか引き受けていただく方が見つからないなどの、奨学生のほうの負担がございます。

そこで、連帯保証人の規定は必要とする一方、現行ですと、今現在の制度ですと2名お願いしておるところを、新制度では1名とし、さらにそれを、現在、家族である等の同一の生計を営んでいただいております方を連帯保証人とすることも可能として、見つけにくいという課題に対応した規定とさせていただいたところでございます。

次の25分の7をお願いいたします。

こちら新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席及び臨時休業の考え方についてまとめたものでございます。

これ、川村委員からご指摘いただきまして、陽性者が出ますと、私どものほうからタブレット配信で学校のご連絡させていただく中、臨時休業になったり、ならなかったり、そして再開した、そういう流れについて整理した資料となっております。

まず一つ目といたしまして、市内小中学校において陽性者が確認されるまでの流れというところでございますが、まず基本的には、児童生徒に風邪症状がある場合は、これは登校を控えていただくよう指導しておりますので、本人が無症状であるという前提でお話をさせていただきますが、基本的には、児童生徒というのは、家族からうつる、そして家族が陽性になった後、自分が陽性になるという感染の経路をたどりますので、対応といたしましては、まず家族が検査対象となった時点で、感染拡大の防止の観点から、学校を休むよう保護者の方々に協力をお願いしております。

そして、その図を下へ行っていただきまして、検査の結果、家族が陽性になった場合に、本人が検査対象となって検査を行い、それで陽性が判明すると、学校で陽性者が確認されたということになるわけですが、ここまで検査の時間がございまして、感染が判明した場合、保健所と協議の上、感染可能期間、本人が無症状である場合、検体採取の日を起点に、2日前と書いておりますが、基本的に無症状の方という前提で、この2日前に登校を控えていれば、学校での感染拡大を避けられるというところございますので、先ほどの協力をお願いしているわけですが、この2日前までに、その児童生徒が登校しておったかどうかを確認させていただきます。

そこで、次のページに行ってくださいまして、25分の8でございますが、臨時休業、また学校再開までの流れでございますが、先ほど申しましたように無症状、検体採取の日を起点に2日前までに登校があったかどうかというところを確認させていただいて、保健所と協議しながら、登校あり、登校なしの場合を整理いたします。

そして、登校なしであれば、学校教育活動において接触者が存在しないというところで、臨時休業としないと。登校があった場合ですが、これも、その調査を保健所とさせていただきますまして、接触者が存在する場合に、校内で、その範囲が広くて、一斉に検査するか、それとも濃厚接触者等が限定されており、該当者を出席停止とすることで感染拡大が抑えられると考えられる、この二つの場合に分けることができまして、校内で一斉検査が必要であるとする場合に、またこれも保健所と協議するわけですが、その検査及び結果判明に

必要な期間を臨時休業とさせていただきます。

そして、検査であるとか、健康観察、消毒等の作業に行くということになります。

そして、この検査の結果、検査対象者の全員の陰性を確認した時点で、最初に保健所と協議いたしまして、学校を再開するということになります。

そして、こういうことの保護者の方々への周知でございますが、後のページに出てまいります。学校感染症だよりを発行して、そういう保護者の方へ通知、またホームページ等、記載しておるといふことでございます。

25分の9、10が、その学校感染症だよりの令和3年1月発行の資料でございますが、このように、学校生活のための、いろんな感染症対策のポイントであるとかQ&A、そして25分の10ページでございますが、臨時休業の考え方についても、図を用いましてご説明をさせていただきます。

また下の囲みでございますが、お子さんまたは同居の家族の方が新型コロナウイルス感染症の検査を受けることになったらご連絡を、また検査結果が分かるまでは自宅待機にご協力をしていただくよう、お願いもしているところでございます。

私からの説明は以上です。

○ 小林指導課長

指導課、小林です。どうぞよろしくお願いいたします。

指導課からは、まずは後藤委員から論理言語力検定についてということでご質問をいただきました。

論理言語力検定、これL i t e r a sというんですが、学校の定期テストのような形式ではなく、また国語、算数、数学といった教科のみの学力テストでもなく、教科の学力をベースとした義務教育修了段階までの総合的な学力を調査するテストです。

具体的には、語彙運用能力、実生活の中で相手や目的に応じて語彙を使い分け言葉を伝え合う力、そして情報理解力、これには聴解と読解がございます。新聞記事やニュースを題材とした文章や会話を読んだり、聞いたりした設問に答える力。それから社会理解力、最近の社会問題で多く見聞きする言葉や背景や内容を尋ねる問題等があります。

目的は、令和2年度から完全実施の新学習指導要領で求められる読解力、それから情報活用力、問題解決能力、そして新教育プログラムにおいて育成してきた、これからの社会で求められる資質・能力の成果を測る指標としたいと考えております。

中学校3年生で実施しております。

このL i t e r a s 論理言語力検定は、アセスメント形式で、資格取得とはなりません
が、3級相当、それから準3級相当、準3級未満といった評価を基に、三つの領域の正答
率や課題や学習のポイントなどのシートが返却されます。

この検定については、単なる検定結果を確認するだけではなく、キャリア教育にもつな
げたいと考えております。

また、卒業後の資格、それから検定等への意欲、そして今後の社会を生き抜く中での情
報理解力、社会理解力、そして社会人になったときにプレゼン等で必要となる語彙運用力
を意識した生活になるような取組にしていきたいと考えております。

そして、進学する子だけでなく、どの子にも義務教育修了後の学びの意欲、そして子供
が主役の学びのサイクルを醸成していけたらと考えております。

また、教師自身が、その結果を基に子供たちの苦手分野を把握し、授業の改善や研修内
容の改善に生かせるようにしていくツールとも考えております。

具体的には、25分の12ページをご覧ください。これは情報理解力の聴解の出題例でござ
います。

具体的に問題を見てもらうと、こんな内容かというのは分かってもらえるかなと思うん
ですが。これは音声のスク립トと書いてあるんですが、そこにある放送が流れ、そして
問1、問2というので、その内容について、どのようなことが言われていたのかというよ
うなところを聞き取る力、情報理解力というテストとなります。

続きまして、25分の13ページをご覧ください。

これは、石川委員からご質問ありましたスクールロイヤー活用、そしてアプリ相談に係
る研究の取組ということで、まずスクールロイヤーの研究の取組状況についてということ
で、ご説明させていただきます。

まずはモデル校の検証ということで、羽津中学校、大谷台小学校、日永小学校をモデル
校として、法的な観点から対応に対する指導、助言を受け、実践を行いました。

このほかにも、校長会でご報告して、希望があれば受け付けるというような方法を取っ
ております。

まず、いじめ予防授業については、これは新型コロナウイルス感染拡大のため、三重県
の弁護士協会のほうから中止ということで、そのような通知がありましたので、残念なが
ら、8小中学校で計画していたんですが、できませんでした。

その代わりに、法的相談ということで4回、小学校2回、中学校2回、対応が困難な事案や緊急を要する事案に関する相談、それから、いじめ対応の体制づくりやいじめ予防教育の推進について、相談を行いました。

それから、研修についても5回行っております。

具体的には小学校2校、そして中学校2校、教育委員会も1回ということで、スクールロイヤーの役割、それからその相談に関する内容、それから生徒指導上の課題に対する学校の対応の在り方等について、ご説明を受ける研修会を実施しました。

そして、我々教育委員会としましては、大きな研修会はなかったんですが、法務相談体制ということで、オンラインの説明会、文部科学省が主催のものがありましたので、そのスクールロイヤーの研修会にオンラインで参加し、いろいろな効果的な活用方法に関する知識を習得しました。

続きまして、25分の14ページ、ご覧ください。

アプリ相談研究についてということで、今現在、その表の中にあるSTOP ITというアプリを考えております。これは現在、奈良市、宇部市、それから柏市等で実践されているものでございます。

このSTOP ITについては、そこにもありますように、予算は比較的、LINEよりも安価な状況でできる。そして、対象は小学校5・6年ということで、三重県のLINEにはない小学校5・6年をカバーできる。そして小学生、単価、消費税込みで220円、それから中学生330円ということで、低コストで運用できる。それから、そのほかに、STOP ITが、いじめ予防の出前授業を全校で実施してもらえるとということで、こちらのほうを現在、研究していこうと考えております。

そのほかにも、いじめや不適切な書き込みを発見した場合に投稿できる通報機能、そして電話帳機能ということで、いろんな相談機関、専門機関の電話番号を見たいときに見れる、そういうような電話帳機能もございます。

そして、今後は、実際に先進自治体における運用状況を視察して、どれにするかということ、本市の採用について決定していきたいと考えております。

続きまして、25分の15ページをご覧ください。

伊藤委員のほうから、総合型地域スポーツクラブとの連携についてということで、ご質問をいただきました。

まず、目的としましては、令和2年の9月1日、「学校の働き方改革を踏まえた部活動

改革について」、この文部科学省からの通知を受けて、持続可能な部活動、そして教員の働き方改革につながる部活動の在り方というのを研究していくということで、その中の一つとして、総合型地域スポーツクラブの連携を本年度から行っていくというものです。

そして、連携校の選定経緯ということで、楠中学校になったんですが、それは総合型地域スポーツクラブ、これは市内に六つあるんですが、一つの中学校区を中心に活動しているというので、比較的最初に研究するにはハードルは低いだろうと。

そして現在、楠中学校に配置している部活動指導員がございます。それで、その方らは、楠のスポーツクラブにも所属している方もおり、円滑な連携ができるのではないかと。

そして、スポーツ課所管の第2回四日市市総合型地域スポーツクラブ協議会、これは先ほど言いました、6団体全てが参加していただきました。そして、楠スポーツクラブと楠中学校の検証が適切であるとの承認を得ましたので、楠中学校に決定しました。

そして、連携内容ですが、連携部活動数については3～5、そして、土日を基本としますが、平日も、やっていけるのであれば研究を進めたい。そして、期間は年間45週ということで考えております。

今後は、1年間、整備をする中で、「令和5年の休日の部活動の段階的な地域移行」に向け、調査、そして教員・生徒のニーズ調査を行っていきたいと考えております。

そして、四日市市部活動あり方検討会についてということで、どのような内容で会議が行われているのか、そういう質問を受けました。

第1回については、令和2年の11月13日に実施しました。内容については、部活動協力員、部活動指導員の配置について、そして総合型地域スポーツクラブとの連携についてということで、主な意見として、大学生等を部活に導入できないか、それからスポーツ協会などで指導員のリスト化を図ったらどうか。現在、県スポーツ協会のほうに依頼して、指導者リストの作成を進めていただいております。

それから、指導員と教員の役割分担ということで、個の技術を伸ばす指導員とチームづくりを行う教員の連携、それを上手にしていくことが必要。

それから、やっぱり現場の思いも忘れてはいけない。

そして、顧問と連携できる人材を探したり、マネジメントする地域も、総合型地域スポーツクラブの仕事であるとの意見をいただきました。

そして、第2回については2月26日に実施をしました。ここでの内容は、段階的な部活動の地域移行についてです。

これについては、今後の連携課題とその克服に向けて、そして令和5年度に向けた部活動指導員の運用及び人材確保等についてということで話し合われました。

また、そのほかに、総合型地域スポーツクラブと中学校部活動の連携についてということで、ここでは、間に合いませんでしたので、話し合われた内容はないんですが、ちょっと説明させていただきますと、総合型地域スポーツクラブ自体が組織的に、まだまだ苦しいところもあり、委託金だけの運営は厳しいと。今後、保護者、生徒の金銭的負担も考えていく必要があるのではないかと。それから、指導員の確保については、やっぱり難しいと。県のスポーツ協会でも65歳まで、現在、働く必要があり、なかなか若い方が指導員として平日から入っていただくというのは難しいのではないかと。

それから、それぞれの学校の体育館開放で利用する団体を中心に総合型地域スポーツクラブを立ち上げてはどうか、そのような意見もいただいたんですが、なかなか開放で使ってみえる方は、自分たちが楽しむための団体であり、事務局等を置いて、金銭面で困難なこともあるので、それも一応、案としてはいいのだが、進めるのは、市全体では厳しい部分もあるのではないのかな、そのようなご意見もいただきました。

あと、楠中学校と楠スポーツクラブの連携については、現在、卓球、陸上部、それから野球部、そして美術創作部を考えているというご意見もいただきました。

参考として、その16ページにあります、部活動あり方検討委員会のそれぞれの出席者の肩書については、そこに書いてありますので、参考としてご覧ください。

私からは以上です。

○ 中村教育支援課長

教育支援課でございます。

25分の17ページをご覧ください。石川委員のほうから、特別支援教育コーディネーター活動充実に係る年次計画についてということで資料の請求をいただいたものでございます。

まず、特別支援教育コーディネーターでございますが、これは小中学校の教員の職務の一つであり、校内の特別支援教育体制の推進を担うものでございます。

特に小学校におきましては、入学後に支援が必要と思われる園児を保育園等に向いて観察し、入学前の保護者相談を行うことから、活動のための時間の確保が必要ということでございます。

この特別支援教育コーディネーターの事業の内容でございますが、特別支援教育コーデ

ィネーターが活動する時間を確保するため、小学校に非常勤講師（週 2 時間）を配置する
ものでございます。

また、新規の配置校につきましては、教育支援委員会の調査員が行う就学相談等への同
行を通じ、O J T 研修も行っております。

事業の対象でございますが、小学校27校を対象としております。

うち、そこに記載のあるとおり、地域特別支援教育コーディネーターが配置されている
小学校、これ 5 校でございます。それから、通級指導教室が配置されている小学校、これも
5 校でございます。

この合わせた10校を除いた小学校27校に、特別支援教育コーディネーターのこの非常勤
講師を、年次計画に基づいて配置していくものでございます。

この年次計画につきましては、そこに記載のとおり、令和 2 年度から毎年 3 校ずつ増や
して行って、令和 5 年度に25校ということで、この25校と地域特別支援教育コーディネ
ーター配置校の 5 校、それから通級指導教室の設置校 5 校、合わせますと、小学校37校全
て賄えるというような形になっております。

私からの説明は以上でございます。

○ 伊藤社会教育・文化財課長

社会教育・文化財課、伊藤でございます。タブレットのほうは25分の18をご覧ください
ますようお願いいたします。

川村委員、そして伊藤委員のほうから資料請求をいただいたものをまとめさせていただ
きました。文化財の保存と活用についてというタイトルをつけさせていただいております。

まず 1 番が、旧四郷村役場の耐震補強・修理工事について、ご説明をさせていただ
いております。

内訳といたしまして、令和 3 年度から令和 4 年度、2 か年かけて 3 億4000万円という工
事費なんです、そのうち、耐震補強に関わる工事が総額の約78.4%の 2 億6700万円ほど、
それから内装、外装の復原・修理に関わる工事をご覧のとおりでございます。

この耐震補強工事は、やはり安全を確保するということが大きな目的でございますので、
大正時代に建築後初めて現在の基準に沿うように耐震性能を持たせるものでございまして、
内容にも書かせていただいておりますように、コンクリートのべた基礎や壁の中の筋交い
挿入、一部の壁の肥厚化などの耐震補強をいたします。

また、修理・復原の工事といたしましては、一部役場としての機能の復原であったり、あと電気設備、機械設備の更新工事等もいたします。屋外トイレの修理工事もいたします。

こういった工事は、今あるものをできるだけ使っていくという方法でさせていただくものでございます。

こうしたことによって、一度施工すれば、今後は部分的な修理や設備の更新等を行うことで、この旧四郷村役場の維持管理を図っていけるものだと考えております。

3番目といたしまして、この旧四郷村役場については、近代産業発祥の地ということで、これからも引き続き、この旧四郷村役場を拠点といたしまして、地元の皆さんと連携を図りながら、四郷地区の町並みや風致地区の自然環境とともに、こちらの一層活用をしていきたい、保存と活用に努めていきたいと考えております。

2番目といたしまして、御池沼沢の井戸の掘削工事についてでございます。

こちらのほう、掘削の口径が直径350mm、そして、その深さが120mとなっております。

設計理由といたしましては、この120mというのは前の深さと変わりはありません。

それから、次の25分の19に行きますと、ほかの工事との比較ということをおっしゃっていただきましたので、ほかの、こういった井戸関係の工事と比較をさせていただいたのが、この表でございます。

小牧町の深井戸設置工事であったり、朝明水源系の取水施設工事、また防災井戸の設置工事と比較をしております。それぞれ、もちろん口径だとか深さが違いますので、一番右のところがございますように、口径50mm、長さが10m当たりの単価を、一番右のところに出させていただきます。

こちらのほう、設計額は、もちろん井戸関係の工事のみの金額を出させてもらっておりますので、例えば、私どもの御池沼沢のこの工事につきましても、全体では1800万円という工事費の予定なんですけれども、フェンスの工事が220万円ほどありますので、この井戸に関係するところの1600万円を、ここには書かせていただいております。

それから、3番目といたしまして、学校教育と文化財というタイトルにさせていただいているところでございます。

社会科の副読本の「のびゆく四日市」、小学校の3年生、4年生の社会に使われるものなんですけれども、そちらのほうには、「くらしのなかにつたわる願い」ということで、各地区に伝わる祭りや行事を調べて、人々の願いや今後の保存や伝承について考えるということで、四日市祭や富田の祭りや獅子舞というのを掲載しております。

また、学校教育におきまして、歴史の学習や総合的な学習の時間、職業体験、またクラブ活動、そういった時間を活用していただいて、地域の歴史、文化、伝統といったものを、現地の見学だとか、地元の保存会の方たちからのご説明とか、体験学習ということを通じて、このふるさと四日市に対する誇りと愛着を育む、そしてまた継承者の育成につながるようということをご期待しております。

この子供たちが、たとえ大人になって四日市を離れたとしても、こうした体験によって、生まれ育った四日市に対して誇りと愛着を持ってもらえばいいなと思っております。

19から20ページにかけまして、小学校及び中学校での実績を書かせていただいております。

萬古焼であったり、地元の郷土資料館であったり、地元のお祭り、獅子舞、地元の史跡であったり、そういったものを見学とか体験をしてもらっております。

それから、4番目といたしまして、この文化財保護が、法律とか計画にどう位置づけられているかということ、ちょっと書かせていただいております。

まず、平成31年の4月に施行された改正文化財保護法では、文化財をまちづくりに生かして、また地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要である。今までは保存というのが中心だったんですが、活用もちゃんとしていきなさいよということになってまいりました。

また、市の各種計画、総合計画であったり、教育大綱であったり、教育ビジョンであったり、また文化振興ビジョンのほうでも、こうした伝統的な文化遺産、地域資源というものを、四日市ならではの地域資源を大切にしていこうということが位置づけられております。

また、今国会のほうでも、文化財保護法改正案が出されております。

そちらのほうでは、このコロナ禍で継承活動に大きな影響があるということから、無形文化財及び無形民俗文化財、今まで登録制度はなかったんですが、国でも登録制度を創設すると言ってございまして、そして積極的に保存・活用の措置を講じていくということになっております。

そうした中で、今後、市として文化財の保存と活用に向けてどうしていくのかということなんですが、やはり今まで申し上げてきましたように、文化財はまちづくりの一環として、まちづくりに生かしていきたい。そして継承者を確保して、地域の地元の方含めて皆さん全員で保存・活用に取り組んでいきたいと考えております。

そのために、その1番のところにありますように、文化財保存活用地域計画を今策定し

ておりますけれども、こちらも、その継承が危ぶまれている文化財の保護のために、地域の活性化や観光というツールも生かしながらも、効果的に活用していくということを目的に、同計画を作成しております。

また、この文化財の保存・活用が総合的、計画的に行うことができるよう、ほかの行政分野、例えば観光であったり、都市計画であったり、そういったところとも今検討しておりますので、ほかの行政分野とも連携を図りながらつくっていくとごさいます。

こうしたことによって、地域の方々の心のよりどころとして、文化財の保存・活用というのが、地域の方々の理解や継承の促進が図ればよいと考えております。また、地域のアイデンティティーの醸成が期待できると考えております。地域の方々の心のよりどころ、そして人と人との絆づくり、そういったことにも文化財を継承、そして活用していくというのは大きな意味であると考えております。

こうした、この計画が文化庁に認められますと、文化庁へのいろいろな手続が弾力化されて、そして補助金ということも活用が期待できるごさいます。

また、今後とも、その文化財については、今ICTの活用がよく言われておりますけれども、やはりこの文化財についてもICTの活用をして、市内外へのPRに役立てていきたいと思っております。

また、ガバメントクラウドファンディングの導入と書かせていただいておりますけれども、例えば、この今回の旧四郷村役場の工事に関しまして、このクラウドファンディングを導入したいと今考えております。それによって、この旧四郷村役場のPR、また文化財保護への関心を向上させる、そして、ひいては工事費の負担軽減も図れるかなというところで、クラウドファンディングを導入したいと現在考えております。

説明は以上でございます。

○ 長谷川教育総務課長

教育総務課、長谷川でございます。

25分の22と23のご説明をさせていただきます。先ほど委員長からお話いただきましたように、紙でも、ちょっと数字細かいものですから、お配りをさせていただいておる資料でございます。

コロナ禍における予算対応ということで、川村委員のほうから、コロナ禍において、どいう予算が必要と考え要求しているかということにつきまして、教育長から総論的にお

示しをさせていただく前に、参考となる資料につきまして調整させていただきましたので、私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、25分の22のほうですが、5月補正と6月補正におけるコロナ対応につきまして、予算の内容を取りまとめております。

まず5月補正につきましては、学びの保障というところで、「学んでE-net！」オンライン学習教材と、それからプリンター、または休業中の印刷した課題の郵送料等の予算をお願いいたします。

また、感染症対策としまして感染症対策グッズ、それから熱中症対策のグッズの予算もお願いしております。

もう一つは、臨時休業に伴う給食関係者の方々への支援というところで、事業費補助金等の予算をお願いしたところでございます。

5月補正におきましては7000万円というところでございます。

そして6月補正、その下の段でございますが、こちらにつきましては、まず現在の奨学会の奨学金の一時金につきまして給付とするような予算を認めていただきました。

そしてまた、感染症対策の、熱中症対策のさらなるところ、そして就学援助制度につきまして、家庭への負担というところで、給食費の負担軽減のための予算もお願いしたところではございます。

そして、図書館と博物館におきまして、消毒等のための感染症対策の予算をお願いしております。これが4300万円というところでございます。

次の23をお願いいたします。8月補正でございます。緊急というところでお願いしたものでございますが、まず一つ目が教育情報通信システム運営費、これはGIGAスクールのタブレット端末等の導入の予算というところで1億円。

そして国の2次補正に伴う学校の感染症対策、学びの保障というところで、学校教育活動再開支援経費ということで、校長判断で柔軟に物品等を導入するための予算としてお願いをしたところでございます。こちらのほうの特定財源のほうで、国の予算の数字が大きいのは、その他財源補正をした、これ米印1となっておりますが、そういう予算に割り当てている関係上、ちょっと特定財源のほうが大きくなってはおりますが、全体として、このときに1億4500万円というところで予算をお願いしております。

その下でございますが、2月補正。これから実はご説明させていただくところで恐縮ではございますが、先ほど申し上げた2次補正の、さらなる3次補正の学校教育活動のため

の継続支援経費というところで、感染症対策グッズ、または教職員の資質向上のための書籍等の導入というところで、7000万円の予算をこれからお願いするということでございます。

これは校長の判断予算というところで、さらに使わせていただくために、3次補正に伴いまして、繰り越して来年度、令和3年度の予算としてお願いしたいというところでございます。

年間で、この補正を合計いたしますと3億3000万円、また国費といたしまして、特定財源といたしまして1億円というところで、数字のほうを整理させていただいております。

すみません、25分の22に戻っていただきまして、これを踏まえまして、この表、ちょっと横に見ていただきまして、それぞれ、学びの保障であったり、感染症対策につきまして、今年度どうなっておるかというところが、それぞれの続きというところで、右側の令和3年度の対応というところに掲載しております。

まず、「学んでE-net！」ですね。学びの保障というところで導入させていただいたものにつきましては、継続実施というところで、1900万円の予算をお願いしております。

また、学びの保障の中で、家庭への学習支援というところでは、モバイルルーターの貸出し、そして感染症対策というところでは、先ほどご説明した、2月補正でお願いする学校教育活動継続支援経費というところの7000万円を繰り越しまして実施をさせていただくというところでございます。

そして、臨時休業に伴う給食関係者への支援につきましては、現在、臨時休業の想定がございませんので、空白となっております。

また、6月補正の奨学金事業につきましては、今年度、新規の新しい新制度の奨学金の予算をお願いしておること。

そして感染症対策、これは再掲でございますが、感染症対策につきましては先ほどの7000万円の予算というところでは。

そして、就学援助に対する負担軽減につきましては現在、臨時休業の想定がございませんので、これも空白となっております。

そして、図書館、博物館につきましては、それぞれ感染症対策を継続実施するということで、記載の予算をお願いしております。

すみません、もう一度、25分の23をお願いいたします。

そして、8月補正でお願いしたGIGAスクール構想、タブレット等ですが、これは、

右肩に書いてございますが、継続実施ということで、タブレットリース代、またフィルタリングサービス導入のための費用ということで3400万円程度、予算をお願いしております。

そして感染症対策につきましては、7000万円の繰越予算ということで再掲をさせていただいています。

令和3年度につきましては、合計3億6000万円等の予算をお願いしておるところでございます。

資料の説明は以上です。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

本日の追加資料以外の部分のところと併せて質疑をお受けしたいと思いますが、昨日の健康福祉部におきましては、提言シートというのがございませんでした。今回は、教育委員会のほうでは、これがありますので、後々に、皆さんのほうから意見、ご質疑をいただきたいと考えておりますので、その点も考慮していただきながら質疑をお願いいたします。

それでは、ご質疑をお受けいたします。

○ 荒木美幸委員

よろしく申し上げます。まず奨学金についてですが、本当に時間がタイトな中、非常に分かりやすい資料を作っていただきまして、ありがとうございます。これまでの説明と、そしてこの今回作っていただいた資料を拝見しまして、非常に仕組みがよく分かるなと思いました。ありがとうございます。

その上で、少し確認だけさせていただきますが、この、まず一番上の図は、高校、そして大学ということで通して奨学金制度を利用した場合ですが、例えばこれ、高校3年生で大学進学を諦めたりとか、何らかの都合で進学ができなかった場合は、高校の奨学金制度、ここままで、この例だと令和6年度で終わって、大学まで行ったときと同じように、ここから1年置いて、猶予期間、据置期間があって、返済になるという仕組みになるということでしょうか。

○ 長谷川教育総務課長

教育総務課、長谷川でございます。

おっしゃるとおりでございます、高校だけ借りる、大学だけ借りるという方もいらっしゃいますので、そこからにつきましては、その卒業された後1年間を経過して返還のほうをお願いすると、こういう制度になっております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

そして、真ん中の返還についてですが、この金額も示していただいておりますが、全く利息的なものとか手数料的なものは一切発生せず、そのままの金額が返されていくという理解でよろしいでしょうか。

○ 長谷川教育総務課長

はい。返還のほうにつきましては、例えば、納付書であるのか、それとも、もっと収納について、より利便性の高い収納にできるのかというところは、これから検討させていただくわけですが、この返還額のみを返還いただくというところで準備しております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

これも確認ですが、この奨学金制度とともに、他の奨学金制度も併用して、利用が可能であるという理解でよろしいですね。

○ 長谷川教育総務課長

はい。少なくとも、私どものほうは、他の奨学金を受け取ることをもって、奨学生としないということはないんですが、逆の場合がございますので、こういう奨学金を受けおると、できないよということ、あり得るのかなというところは思っておりますが、少なくとも、本市の奨学金においては併用可能という制度でございます。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。そうしましたら、そういったところが、もしかしたらリスクとして発生するかもしれないという案内的なものは、やはり事前にする必要があるのかもしれないので、そこはきめ細かくやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

併せて、予算的なことなんですが、来年度は250万円ということで上げていただいております。本格的に始まるのが令和4年になるかと思ひますけれども。以前からも定住促進にもつなげていくというところで、今回、一般財源で上げていただいておりますが、この後は地方創生のものを、どう活用していくかという部分になってくると思うんですが、この部分で、これはカバーができる金額なのか。

来年度というのは、支度金というか、入学準備金だけの部分になってくると思うんですが、この辺は、もし分かるようであれば教えてください。

○ 長谷川教育総務課長

まず返還免除に係る給付につきましては、やはりその返還免除を行う。例えば、この表ですと令和12年とか、それぐらいになってくるわけですが、その返還免除を行った際の、その返還免除の際の交付というところになりますので、国の財源の、いわゆる、その穴埋めというところでは、かなり先になるのかなというところがございます。

以上です。

○ 荒木美幸委員

分かりました。ありがとうございます。

今回のこの奨学金制度、やはり注目度も高いですし、今回、議案としていただいた市民意見の中でも、やはり評価をするという声は、たくさん上がっていました。

長年、篤志家の方が中心となって、この奨学金制度の資金を、教育総務課さんが預かっているのがいいのかどうかというような議論がずっとあった中で、そこから在り方を見直していただいて、ここまでの制度にまず仕上げていただいたということに大変、私もありがたく思ひますし、金額がどうかという話はあるにせよ、まずは、この状態でスタートをしていただいて、しっかりと啓発をする中で、よい制度に仕上げていただきたいと思ひますし、余談かもしれませんが、そうなれば、中森元議員も大変喜ばれるのではないかとこのうふうに感じておりますので、よろしくお願ひします。

これについては以上です。

○ 川村幸康委員

代表質問でもちょっとさせてもらったんやけど、奨学金というのは、いろんな社会背景があって、またコロナのこういうことがあって、充実させていこうという考え方で多分、出てきたということは、よう理解するんやわ。

その中でいくと今度は、どれぐらいの人がそれを活用したい、利用したいかと思うことと、質的にいいものに条件で。質という言い方がいいかどうか分からんけど、条件的にハードルが下がって、そしてまた、その後の免除も増えたりすると、それは増えるということが考えられる中でいくと、今はやりの言葉で言うと、誰一人取り残さないという考え方が要るのかなと私は思っているところがあって。

そうすると、さっき荒木さんが言うた金額というのは、どういう意味なのか、ちょっと分からんだけど、私からすると、今の金額がいいか悪いか分からんところでいくと、予算枠は持たんほうがええんかなと思って。借りたい人は、貸したるほうがいいのかなど。

前までやと、去年までの制度やと、予算設定枠は45人設定で11人が借りとったという話を聞いたもんで。今回は50人やと。5人増やただけなんよな。これがよければ、もっと増えるんやろうけど、逆に教育委員会の中で5人ぐらい、気持ち増やただけでと言うけど、増えると思いますよと言うとったんよ、ヒアリングでは。そうすると、50人あふれたら今度はどうするのかなどと思うと、先着順ということもないやろうし、そこら、私はやっぱり制度をつくって救っていこうとするなら、長い目を見たときに、これは、また四日市に戻ってきてもらったりなんかということていくと、どこまでもお金あるというわけじゃないので、個人でやらなあかん部分、賄わなあかん部分もあるけども、やったんなら、この制度をつくって、はじくことはあかんなど思うとるもんで。

例えば、これが100人来たとか。これ多分、設定になるのか、いろんな所得やら、いろんなことがあって、250人か、マックスでもそれぐらいやろうと思うんやけど。そのうちの例えば100人とか150人来ても、予算的には四日市のやれる範囲内かなと思うと、初めから、この予算枠を50人とせずに。限られた予算でせなあかんのは分かるけど。この間、ZEHのところでも、市長は弾力的に運用すると言うたな。それと一緒にようなことが、教育委員会の中で、財政も言わさなあかんのやろうけど、できやんもんかなと思うてき。

それでなかったら、私はこの奨学金はちょっと認めにくいかなと思ってな、ある意味。だ

から、せめて50人という枠は取っ払って、ある程度。マックス250人と言うとったね、あれ、ヒアリングのとき。そんなもんと違ったか。大体で言うたやろう、あれ。ええんやわ、そんなに詳しくは知りたくないで。

そやけど、要は、前が45人で11人なんやで、枠が。今回50人にしたというのは、ちょっと味ない話やで、教育委員会も。できたら、そこの枠は100人とか150人にしておいて、あと、それに対して応募してくるかどうかは別にしてでもという考え方がやっぱりないと、こういう制度はあかんなと思って。それは考えてほしいなと思って。

予算通したで、もうそれで終わりやという話ではないで、これは。あふれた場合は、委員会で条件つけてほしいんさ。例えば51人来た、52人来たという場合に、分かりやすく言うたように、やっぱりそれは救っていこうという議会としての考え方はないとあかんのかなと思って。

だから、そこらが、対象者、所得のあれで250人。一遍それは調べてほしいんけど、本当はきちっと、データの的にはな。その中で、みんな来たら、それを救うという前提での政策がやっぱり俺は必要な気がするけどな。

○ 竹野兼主委員長

川村委員からの指摘については、応募があった場合の、その後の柔軟な対応ができるのかどうかという部分のところですので、教育総務課長でよろしいか。

○ 長谷川教育総務課長

まず、その採用の仕方につきまして補足をさせていただきますが、これは所得のほうを見せていただきまして、いわゆる家庭に入る総収入であるとか、そこから所得金額を割り出して、ご家庭の状況ですね。例えば家族が多いとか、お兄ちゃんが大学行ったり、下宿行ったり、いろんなパターンがございますので、この辺りは、学生支援機構のルールを参考にさせていただいて控除を行う中、やはり所得金額が少ない、厳しい順に、順番に採用していくということです。申込み期間はありますけど、先着順では決してないということ。そのご家庭が、やはり所得として客観的に厳しいという順番に採用させていただいて、定数までということですので現在もしておりますので、そのやり方は継続させていただくと。まず、そこは補足でご説明させていただきます。

○ 竹野兼主委員長

それで、今の川村委員が言われるのは、そういう状況があって、予定している人数よりも増えた場合という部分のところについて、落とすという考え方はどうなんだというのを今、質疑されていると思うんです。

○ 川村幸康委員

私が何でそんなことを言うかということ、勉強せなあかんのやけど、結構バイトしておると思うとんのやわ。バイトがないと思うておるのやわ、今。そうすると、やっぱりしんどいで、親も子供も。

そうすると、例えば俺のところの店でも五、六人バイト、今、もう平日は休んでもらわ、夜は。昼間が忙しいで。

学生が一番しわ寄せや。主婦のパートはそんなに影響せえへん。昼間が逆に忙しくなるとるでな。

そうすると、恐らく高校生ら何人かとか、大学生も来よるけど、土日に来てもらうだけやわ。

そうやって考えると、そんなのほとんどか、もしくは、もう土日も雇わんといいの、よけあるわ。バイトめっちゃくちゃ困るとるやろうなと思うと、大概、所得は減ってるなと思うで。

そうすると、50人は来そうな気もせんでもないんやわな。それぐらい困るとるで、今。そうすると、やっぱりちょっとこれは考えておかんとなと。

それと、その方向性と考え方は、最初につくるときに、出してきたときに、やっぱりこういうことはいこうということの方向性は重要やで、最初につくるときに。後でそんなこと、つけれへんで。

四日市、審査、チェックして、それで厳しい順に入れていって、50人で、残念やけど51人からはなという話は分からんでもないんやけど、枠があるというのは。行政的にはな、予算取らなあかんで。

ただ、困るといって枠にはまっておったけど、その順番というのはどうなんかなと。

だから、コロナじゃなかったら、そんなこと言わへんのやわ、平時やったら。こういう状況やで、ちょこっと、やっぱり最初に出したときを考えて、普通に戻っていって、バイトもできる、何もかもできるというような状態が安定したら、それはそれでまた枠設けて

もええなと思うけど。

どっちかという、これはコロナで出てきたようなものも、前からもあったやろうけど、特にこういうものが今から多分、四日市の子供らも必要かなと思って。

私立狙うておった子は公立行きなと言われたりさ、そういうのが多いと思うんやわ。それと一緒に、今度はもう、行きたいなと思ったけど働くかという子もおるかも分からんしな。

でも、きっと勉強したほうが人生は豊かになるということは、あなたらが一番よう分かっておるわけやでさ。勉強で勝ってきたほうやで、豊かになれるというのは。やっぱりそれだけ選択肢増えるし、豊かになれるんやで、やっぱり若い頃に勉強したほうがええに決まっておるのやで、そこを、やっぱり四日市の教育委員会が、そうやってやって打ち出すというのは。

それで結果な、前回と一緒に11人しか来んだかも分からんけども。というのが俺が言いたいことなん。そこをやっぱり教育委員会は理解してほしいなと思う。

○ 松岡副教育長

ご意見いただきまして、ありがとうございます。この新たな奨学金の目的といたしまして、経済的に就学が困難な世帯に対しまして、希望する進学先に進めるようにという趣旨でございまして、それで新たな制度を設けまして、このような予算を計上させていただいております。

非常に関心も高いということでありまして、私たちといたしましても、一人でも多くの方が希望する進学先に進んでいただきたいということで、この奨学金を活用していただきたいという思いは持っております。

ただ、新たな制度でありますので、まず、この形で募集なりをさせてもらいたいと思っております。その上で、その状況、どれだけの所得階層の方が応募いただくのか、議員ご心配いただきますように、一つの基準より下の方がたくさん来るのか、これはやっぱり一回募集をさせていただいて、その状況を見ていないと、なかなか判断つかない。確かに、ご心配いただくようなところはあると思いますが、その上で、この奨学金の趣旨が生かされるようなことへ進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

もう最後にするわ。言うところも、気持ちも分かっておっても、あえて、そんなも言うところの、俺は。何でもかといったらな、行政ではあかんのやわ。人数とあれと、属地属人で仕切るんと一緒に、枠があんのやで、予算枠と人数を設定せなあかんというのは、よう分かるのやけど、物の考え方として、やっぱり俺は、それはきちっと出してほしいと。

できたら、こうなると、50人に収めようという働きが、どうしても働くんやわ。今までの行政が出してきた制度でも全部、何やかやつけて、結局50人に収めようとするのやわ、予算内で。それは最後、予算の壁を言うんやわ。

それは予算幾らでもありますよとなったらな。そんなこと言えへんし、人も来るしな。だから、変な圧力かかるで、俺は思うところやけどな。

だから、せっかく出してくれたんやったら、いい考え方やし、すばらしい方向で伸ばしてほしいと思うと、最初の井戸掘るときに、そこだけはぐっと考えておかんとあかんということや。今までの行政の常識やと、それは一遍、尋ねるしかほかありません、議員、というのは分かるのやわ。尋ねるのもええけども、尋ねる前に、そういう考え方でやったら、別に来やんでもええわけやん。来てもええわけやん。

言葉、俺、下手くそであかんけど。少ないかも分からんしき、利用する人が、多いかも分からんわけや。分からんときに、尋ねてみますというので、前年対比でやるんやけど、今回の場合やったらやっぱり、特にコロナ禍で苦しんでおる人が多いなと見て、できたら逆に俺は周知したってほしいの。こういう子らには、こういうのが結構届かんで、情報として、親にも。知らんだらゼロやでな。知らんだら、何掛けてもゼロやで、このええ制度つくったって、何も引っかからんよ。

だから、できたら、逆に、学校のほうに言うて、「おまえ、こういう制度あんのやで、どうや」というぐらいまでしたってほしいなと思うところわ。学校のほうからな。これで乗れると、こうなるぞというのぐらいまでしたったら、すぐ行きますに、50人ぐらい。それぐらい利用させたいなと思って。

それが俺は、お金やで損得は、限られた予算やで、そういうものもあると思うけども、考え方も計算も、そろばんもな。そやけど、長い目で見たら、これ四日市に残ってくれることになるんやで、それは、逆に言うたら、先行投資で出すんやと。その代わりに、また後で四日市住んでくれて、四日市で頑張ってくれたら、それが町としては、にぎわいあるわけやでな。

そこら、もうちょっとトータルで見たときに、教育委員会のテリトリーを越えて、大人になっていったときまで考えると、教育を。先行投資で俺はええやろなと思うで。

特に今回は、今から3月までの間に進学とか考えたり、いろんなことする子には、こういう制度、四日市、充実させたらどうや、もう枠もあらへんぞと、募集したい子は全部いけるぞと。おまえのところの家やったら、厳しいんやったらこうやという話ぐらいで、したってほしいなと思うてさ。

逆に今までの11人というのは、どういう周知をしておったんやと思うぐらいやでな、俺は。魅力がなかったのか分からんけど。だけど、他市を見ておると、結構これぐらいまですると、魅力はあると思うで、俺は。11人ではないやろなと思うとるで、もっと増えると思うとるで。だから言うだけでな。

もう後は教育委員会内で一遍、私の言うた考え方をな、どういう考え方で政策つくのかというところだけは、きちっとやっぱり考えてやらんと。後で今度、あなたらの代、替わって行って、この奨学金制度残ったときに、表面上しか残らんでな。このときに、何で枠を最初の人がつくらなかったか、行政的に珍しいなという、そういう考え方があったのと違うかなというのは伝わっていくでな。そこが、やっぱり大事や。

もう言わへん。

○ 森 智子副委員長

同じ奨学金についてなんですけれども、この申請のスケジュール的なものというのを教えていただいてもいいですか。

○ 長谷川教育総務課長

スケジュールといたしましては、7月頃から各学校にチラシ等を配布して、アナウンスに努めさせていただきます。そこはしっかりさせていただいて、現在、12月の頭ぐらいから受付、月末、年末ぐらいまでを受付期間としておりますので、スケジュール的には同じようなスケジュールというふうに想定をしております。その辺りも、きちっと分かるようなアナウンスの仕方をさせていただく予定です。

以上です。

○ 森 智子副委員長

ありがとうございます。そうすると、決定をして、この入学支度金の入る時期というのは、いつ頃になるんですか。

○ 長谷川教育総務課長

入学支度金につきましては、合格のご連絡をいただいたら、いただいた順に順次振り込むと。ただ、3月中に、その辺の書類等が整えば、3月にも振り込ませていただけるような予算をお願いしております。

以上です。

○ 森 智子副委員長

ありがとうございます。

じゃ、先ほどもありましたけれども、本当に周知というところが一番大事かなと思うので、中学校や高校に対しての、魅力あるという、それをアピールするような周知の方法をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

すみません、1時間ほど経過したので、ここで20分まで休憩をさせていただきたいと思います。再開は、午前11時20分から再開ということにします。

11:05 休憩

11:18 再開

○ 竹野兼主委員長

時間前ですが、全員おそろいいただきましたので、再開をしたいと思います。

それでは、続けて質疑をお受けいたします。

○ 中村久雄委員

同じく奨学金のことをお願いいたします。この資料の高校を卒業して大学に入学するところ、これ改めて、また選考するんですね。

○ 長谷川教育総務課長

ご希望いただく場合と、いただかない場合とあるんですけども、ご希望していただく場合は、もう一度選考させていただくということになります。

以上です。

○ 中村久雄委員

ということは、やはり高校のときは受けられたけど、大学になって受けられないという状況も発生する。

○ 長谷川教育総務課長

家庭状況、例えば収入及び家族環境で、例えば、お兄ちゃんが大学生だったのが、もう働き始めた等で事情が変わると、所得の計算も変わってまいりますので、採用されない場合もあり得るというふうには考えております。

以上です。

○ 中村久雄委員

それと、その所得のことですけど、やはり前年、前々年の所得をもって評価するんですね。

○ 長谷川教育総務課長

所得につきましては、所得証明書を頂いて、それを見せていただいておりますので、基本的にはその数字というところです。

最新の所得証明書の総収入を基本として計算をいたします。

○ 中村久雄委員

というと、急激に、非常に困窮したという部分には、ほかの制度と同じように、なかなか対応できないというところなんですかね。

○ 長谷川教育総務課長

予算の範囲内で随時募集というのもさせていただいています。これ今の制度でございますけれども、まだ予算がある状況で、急激に家庭が、例えば仕事がなくなった等で困窮されて就学が難しくなった等の話があれば、現在は随時募集という形で、随時にご相談いただいた件につきまして採用させていただくこともございますので、その辺は予算との兼ね合いになるかと思いますが、そういう制度の定期の受付とは違う、そういうところについても、現在の制度設計もございますので、今後そこは検討させていただくというところでございます。

○ 中村久雄委員

現在のその制度設計で、相談できますよというような案内とかされているわけですね。また、それと、年度途中で改めて相談を受けた件数は過去にどれぐらいあるのかなど。

○ 長谷川教育総務課長

まず随時募集につきましては、これホームページ上に載せておると、あと、例えば校長会等でお話しする中で、そういう随時募集もしていますので、また相談があった場合は、高校の校長会等で、またご相談くださいというアナウンスをさせていただいて、これまでも、そんなに多くはないんですが、何年かに1件とか、それぐらいの件数で、随時のときに、今回は例えば所得がオーバーして、ちょっと採用できなかったんだけど、今後、収入が減るようであれば、またご相談くださいという形で、採用できなかった方々へのアナウンスもさせていただきますので、そういう面含めて、毎年ではないんですが、随時募集はさせていただいております。

以上です。

○ 中村久雄委員

そうしたら、中には大学の進学を経済的な理由で諦めたという方もいらっしゃるかと思うんですけど、高校の時点で、例えば1年浪人したとか、卒業してから間を置いて、また改めて受けられるのか。そういうことは想定されていますか。

○ 長谷川教育総務課長

まず採用の前提として、やっぱり合格というところはございますので、現状、合格いた

だいて正式に採用ということになるというふうなことで、もし残念ながら受験に失敗ということであれば、翌年もう一度、お申込みいただいて、新たに採用させていただくと、こういう流れになっております。

以上です。

○ 中村久雄委員

そうしたら、諦めて浪人されているとか、ちょっと1年間猶予を取った人に対しては、案内はホームページをご覧になってもらうしかないわけか。

○ 長谷川教育総務課長

はい。一度お申込みいただいた方はスケジュール等もご存じかと思えますし、あえて、こちらから再度、個別にご案内ということはしていないんですが、周知は通常どおりさせていただくということになります。

以上です。

○ 中村久雄委員

分かりました。そういうところで、情報は自分で取りにいかなあかん部分も多いということ。

次、2番の返還のほうですけど、ここで例に示してもらっているように、令和17年度、18年度、19年度かな、これ市外に行ったときに、返還部分は返還してもらわなあかんということやけど、この間は、もう就職しているわね。就職して会社で、ちょっと転勤とか、あと、どこか行って勉強してこいとか言われるケースもあると思うんやけど、そういうところの救済制度。例えば会社なんかで証明くれたらとか、住民票がこっちにあったらええの。

○ 長谷川教育総務課長

基本的には、確認としては、住民票での確認を基本とさせていただくということになるかと思えます。

ただ、居住実態がないということであれば、そもそも住民票の問題ということもあろうかと思いますが、私もどこまで調査できるかということもございますので、毎年度この部

分につきましては、ご本人さんに四日市在住であることをお示しいただきまして、それで、その方に関しては免除すると。1月1日に確かに四日市に住所ありますねというところを確認させていただく中で、その当該の年度については免除という形で、させていただければなと思っておりますので、すみません、そういう答弁になります。

○ 中村久雄委員

思いは、前も言ったと思うんですけど、やっぱりこの制度で、お金で四日市に住めよと縛りつけるのが、どうもこの若者の選択肢を狭めていくのが納得いかないところで。市民の意見募集にもありましたよね、一つ。

というので、半分はもう返還しなくていいものなので、十分魅力的なんだろうけども、この部分をね。

だから、本人は四日市が大好きで、おりたいよといっても、そもいかない時期があるというところの部分を、何かね、別に、例えば時間過ぎて、10年、20年たって、30年たって、還暦になって戻ってきたとかいうので、そこでその分を、また四日市へようこそみたいな形で返せるような仕組みにできないのかな。

何か10年間、この7万9000円のためにというところをどう捉えるか。したい仕事があれば、そっちのほう行くでしょうし、半分はいただいているんやから、魅力あると思うんですけど、その部分も、ちょっと考えてもろうたらどうかなと思うんですけど、その辺どうですか。

○ 長谷川教育総務課長

まず、前回でも、もう少し外へ出たいという思いと、この奨学金との関係の中で、その中で割合も見直させていただいた経緯もございます。そして、決して魅力があるとは思っておりませんが、今言ったご家庭の事情等、いろんなケースがあろうかと思っておりますので、条例の範囲で、その辺り整理できるのであれば、また考えたいと思えますし、まずは、この制度で始めさせていただく中で、いろんな事例であるとか、また返還も、もう少し時間もございますので、いろんな状況につきまして、なるべく公平公正、そして本来の条例の趣旨というか、制度の趣旨に基づく制度として、検討は十分にさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○ 中村久雄委員

希望ある、未来ある若者を、この制度があるがために四日市に縛りつけないようにというところを、ぜひともちょっと検討いただいて、かといって、目的にもありますように、四日市市の定住者を増やすことも大事なことですけども、それがずっと、40年も50年も四日市に縛りつけることは必要ないと思うので、やっぱり外の世界、例えば、この若い時分に、やっぱり外へ出て、また四日市に帰ってきてもらえば、十分、市としてもいいし、全国、世界的に見ても、やっぱり人の育て方というのは、そうあるべきであるだろうし、そういうことの検討を、ぜひ加えて、制度をよりいいものにしていただきたいなと強く要望して終わります。

○ 川村幸康委員

四日市看護医療大学のあれはプラス1年やけど、これプラス2年ルールになるのかな。どれだけになるのか分からんけど。そこらで一つの考え方が何か、物差しはあるの。

だから、四日市看護医療大学の奨学金つくったときにさ、4年間もらった人は、プラス1年で5年間、四日市の病院に勤務したら、もういいよというプラス1年ルールやろ、あれは。

だから、奨学金って結構そういうルールはあるんかな。俺は別に中村さんみたいな考え持ってへんのやわ。四日市の税金でするのやで、少々四日市におってもらわなどうもならんかと俺は思うとるタイプやで。

なんやけど、プラス1年とか、プラス何年という考え方というのは標準なんか、それとも、これ四日市独特の考え方なんか。

○ 長谷川教育総務課長

まず、これまでの制度と、この辺りは一緒の仕組みということが大きなウエートを占めておるわけですが、やはり1年間据置きというのは、すぐに働き始めてから返還というのはやっぱり、ちょっと事情もあるだろうと。いきなりその初任給から返還というのも、やっぱりちょっと厳しいし、生活が安定するまでは返還の見通しというところで、1年間猶予させていただいておるのかなと思っておりますし、10年間という期間も、これまでどおりではありますけども、一つの制度というところで継続したいという思いでございます。

以上です。

○ 川村幸康委員

大体どこも、よう似たもんなの。四日市だけのもんなの。考えたこともない。普通、制度をつくる時、よそも調べるやろ。

○ 長谷川教育総務課長

いろいろ調査もさせていただきましたが、なかなか返還のところまで細かく調査が、ちょっとできにくい部分もあるんですけども、ここの部分につきましては、従来借りていただいておりますとあまり変わっては、やはりちょっと継続性が微妙かなという思いもありましたので、これまでも他市を参考にしながら10年というのをしておりますので、その辺りは継続したいなという思いです。

○ 川村幸康委員

ほかのところの部分を一覧見ておいたら。新しくつくったところは、どんな考え方で返済をしてもろうとるとかさ。どんだけの年数おってくれとかいう分も、聞いたらええやん。どういう考え方があるんか。

だから、四日市みたいな考え方もあれば、それはさっき言ったように、中村さんみたいな考えの市長もおるかも分からんでな。縛りつけんなというて。出ていっても、また帰ってきてくれたらええという人もおるかも分からんで。ちょっと調べたら、それは。

○ 長谷川教育総務課長

これも今いろんなご指摘いただいております中で、やはり使いやすく、より効率といいますか、よりお金が生きる形で、しかも、無理のないところで返しやすいというところも、今後、制度の運用としては大事だと思いますので、これからもしっかり研究させていただいて、先ほどの予算の話も含めて、しっかり検討させていただきたいと、このように考えます。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 後藤純子委員

論理言語力検定の追加資料ありがとうございました。出題例も掲載していただきましたので、どのようなものか捉えることができました。

この検定というのは学校内で実施されるのでしょうか。

○ 小林指導課長

これについては、それぞれ校内で授業の一コマを使って行うというような形です。

○ 後藤純子委員

当初予算資料の新教育プログラム推進事業の中では、教科の国語をベースとしながらとあるので、国語の授業時間内なのかなと思っていたんですけど、どうなのでしょう。

○ 小林指導課長

これについては、それぞれの学校に任せていきたいと考えております。どの教科で行うというのではなしに、このL i t e r a sというのは、いろんな教科をまとめたのテストというか、検定と考えておりますので、例えば特別活動とか、総合学習の時間とか、そういう時間内でしていただくこともオーケーかと考えております。

○ 後藤純子委員

ありがとうございます。新教育プログラム推進事業の中に、専門家を外部講師とした性に関する指導ガイドブックに基づく出前講座を全小中学校に拡大しての実施、うれしく思います。

あと、新型コロナウイルス感染症によって、今年度は臨時休業があったかと思うんですけど、このコロナを理由に学力低下とならないように、夢と志を持って未来を創る四日市の子供を目指して、教育委員会の皆様で頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○ 荒木美幸委員

関連を少しさせていただいて、言語能力の検定なんですけど、このL i t e r a sという

試験は、これは全国的に実施のトレンドがあるのか、あるいは文部科学省が推奨しているとか、そういった根拠みたいなのがあるんですか。

○ 小林指導課長

この検定については、公立の中学校においては多分、初めてだろうと思います。中高一貫の学校とかでは、これを採用しているところもあります。

ですので、今後この四日市を引き金に増えていく可能性もありますし、実は事前の調査で、奈良、滋賀県やったかな、それから、つくば市のほうでも、少し検討のほうは進んでいるというのは聞いております。

○ 荒木美幸委員

であるならば、ぜひ先進事例をつくっていただければというふうに思いましたけれども。

これも確認なんですけど、この資格とはならないが3級相当、準3級相当、準3級未満という、3段階の評価ということになることですが、これは、あれですよ。高校の内申とかは一切関係がないものだと理解してよろしいですか。

○ 小林指導課長

はい。これについては内申等に影響するというものではなしに、今後のキャリア教育、やっぱり検定を受けるとか資格を受ける、そして自分のテスト等で現れない力が、どれぐらいいつているのか。そして、総じて、その姿が、今まで以上に新聞を読む機会が増えたとか、それぞれの生徒の学びを深める、そして新しい時代を切り開いていく読解力、それから論理的思考力等を伸ばす形になればなと考えております。

○ 荒木美幸委員

ぜひ成果を上げていただきたいと思えますし、この問題、私もやってみました。やはり考える力がつくなというふうに感じました、すごく。なので、ぜひ、こういったものを四日市の子供たちにやっていただくことによって、今おっしゃったようなスキルが上がっていけばいいなと思えますし、やはり欧米諸国の子供たちに比べて日本の子供たちは、プレゼンテーション能力であったりとか、あるいはディベート能力であったりとか、それからネゴシエーションですね、交渉力とか、そういった能力が少し低いと言われていて、これ

は、でも低いというよりも、機会がなかったんじゃないかなと思っているんですね。

そういう意味では、よいきっかけにさせていただいて、そういう総合的な、これから社会で生きていく力をアップしていただくということは、すごく重要なことだと思いますので、よい形で結果が出るように、私たちもまた結果なども教えていただければと思いますので、取り組んでいただくようお願いをいたします。

それから、後藤委員が性教育の話をされたので、その資料がどこだったかなと探しているんですが、ちょっと関連をしておきたいのですが。

○ 小林指導課長

新教育プログラムの推進事業の括弧186ページになろうかと思います。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。やはりこの事業はすごく大事なことだと思っていまして、令和3年は全小中学校に拡大して実施をするということなんですけれども、中学校の特に高学年ですけれども、男女別に行うのか、一緒に行う、そういった何かプログラム、予定というのはありますか。

○ 小林指導課長

まず、この出前講座については、男女一緒にということが多いです。ただ、これについても、どうしなければならないというような縛りはつくっておりません。

例えば中学校においては、これも男女で同時に行うことが多くなってきたんですけども、保健体育の時間に、それぞれ授業で性のことを学ぶとか、そういうようなことはあろうかと思いますが、この出前授業については、女子とか男子とか分けるのではなしに、男女の問題として捉えるということも一つかとは思いますが。

もう一つ言うならば、この外部講師の先生の言葉を借りるならば、望まない妊娠とか、そういうのを防ぐというようなところもございます。そういうこともございますので、本当に一緒に考えていくことを大事に考えております。

○ 荒木美幸委員

今、小林指導課長がおっしゃったように、本当に望まない妊娠によって、これは女性の

体もそうですし、また生まれてくる子供にとっても、環境がどうかという問題もはらんでおりますので、やはりこの辺のところをしっかりと伝えていただきたいと思うとともに、今、男女一緒に、基本はということですので、そういったことを男性の面から、また女性の面からしっかりと考える時間にしていただきたいですし、望まない妊娠もそうですが、共に、やはり自分を大事にすることであったりとか、それから命の大切さであったりとか、そういったものがしっかりと子供たちに伝わる出前講座をお願いしたいと同時に、もう一つお願いなんです、あってはならないですが、そういった望まない妊娠をした場合の中学生、高校生も含めてですが、相談をどこにしていかが。親にも言えない、友達にも言えない、学校の先生にも言いにくいという環境の中で、実は過去に不幸な問題も起こっておりますので、この授業とともに、何かあったときに、ここに相談をしたらいいというような、そういった窓口をしっかりと、特に中学生の授業では伝えてあげていただきたいと思えます。これはお願いです。よろしくお願いします。

○ 小林指導課長

いなべの病院の川村先生が見えるときには必ず、その望まない妊娠があったときには、どのようにすることが大切か、そして、遠慮せずに産婦人科を受診しなさいとか、そういうようなお話もしていただきますので、それについては、いろんな講座、出前講座で講師、先生がおりますが、その辺については、またお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 石川善己委員

スクールロイヤーの活用とアプリ相談について、資料ありがとうございます。公的相談の成果ということで、いろいろ成果も挙げていただいて、なるほどなと思うところなんです。

過去に研究内容のところでは先進自治体の実践報告を受けてって、実は資料請求で一つお願いしたかった、この実践報告でどんな報告を受けてというところが分かるようなもの、これというのは、先進自治体の取組の中で、こういう情報を入手して、こう考えたよとい

うようなところを少し示していただけたらと思っておったんですが、その部分、ちょっとお願いできたら。

○ 小林指導課長

これについては、スクールロイヤー自体を、どのような仕組みで来ていただくとか、そういうような話で、これ聞かせてもらう中で、比較的、我々が今目指しているものについては、先進的というのは言い過ぎかも知れませんが、ほかの例を聞かせていただいても、本市では取り組んでいるなど。

今年度、残念ながら、いじめ予防授業のほうはできませんでしたが、これについても、8校の小中学校で予定をしておりました。前年度、コロナ禍の前にできた学校においては、これ小学校なんですけど、非常によかったというような話もいただいておりますので、この今のいじめ授業、そして法的相談、それから研修ということで今のところ入って、今後いろいろな学ぶ中で、もう一つこうすれば、チーム学校として、その法的内容を生かしていけるということについては、検証を重ねていきたいなと考えております。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。全国的にも割と先進的な取組をしていただいておりますところで理解をさせていただきます。しっかり活用いただきたいと思うのと、アプリに関連しても少しお願いしたいと思います。

ここで、LINEとSTOP ITというアプリを二つ示していただいております。14ページ。私も知らなかったのですが、今ちょっと調べておったんですけども、このSTOP ITというのは、ストップイットジャパンという団体さんが、要は団体さんで相談を受けるために開発されたアプリというところで、相談員さんとしては多分、ノウハウをかなり持ってみえるところなのかなと思って、そこについては、いいことやなと思っています。

ただ、逆に言うと、多分、今の中高生の子たちって、ほとんど、もう既にLINEなんかはアプリとして持っておると思うんですよ。これSTOP ITというのは、教育委員会なり学校から啓発をして、こういうものがあるから、このアプリを入れたらどうだというような案内をして入っていくような形になるかなと想像しておるんですが、その辺り、どうなんですか。

○ 小林指導課長

議員おっしゃるように、まず、このアプリについてインストールするところから始まります。そして、アクセスコードを入力して、それで匿名で報告、相談することができるものとなっております。それだけですと、本当にこれ全員が入っておるのかなというところが、やっぱり危惧される場所だと思うんですね。

このSTOP ITについては、一つのアプリじゃなしに、1件に幾つも入れることも可能、そして、STOP ITを子供たちに周知するためには、その表の中にもありますように、出前授業がございます。ですので、出前授業については、小学校、中学校でしていただけるんですが、その出前授業に来ていただくことで、STOP ITというのがあるって、こういうような使い方ができるというのがその場で周知できる。ですので、逆に言えば、その出前講座があることで周知しやすい、そういうふうに私どもは今のところ考え計画、そして研究していこうと思っております。

○ 石川善己委員

丁寧な説明ありがとうございます。これを見させてもらって一番危惧したのは、そこなんですよね。既存で持っているアプリから、言葉がいいか悪いかは別として、割かし簡単に気軽にLINEだったらつなげられるかな。

STOP IT、これを新たに、意義も深いし、説明すれば入れるのかも分からないですけど、わざわざ入れてから相談しようと思ったときにというときに、そこまでして子供たちがやるかなというところの危惧があるので、そこをきちっと、やっぱりインストールして使えるようにというところの周知と説明が一番大事かなと思いますので、その辺も比較しながら、もうこれSTOP ITでいくんだというのは今、示してはいただいたんですけど、その辺り十分配慮いただいて、丁寧に、生徒たちがインストールするような、そんなところに気をつけていただけたらなと思いますので、それをお願いして終わります。

○ 小林指導課長

本年度、他市の状況も聞く中で、今、委員がおっしゃられましたような部分も研究を進めて、よりよい活用になるように進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 伊藤昌志委員

よろしく申し上げます。小林課長、たくさん答弁されていたので、そのまま小林課長にお答えいただけるようなところから行きます。25分の15の総合型地域スポーツクラブとの連携について、資料ありがとうございました。詳しく書いていただいたのと、あと、ご説明の部分で非常に詳しく今の現状を教えていただきましたので、課題もよく分かりました。今のこの部活動あり方検討委員会のほうで出てきた、いろんな検討課題、ぜひ推進していただけたらと思います。

そんな中では、これも平成7年辺りから文部科学省が言い出して始まって、25年たち、四日市もたくさんのクラブが立ち上がっている中で、これは私の個人的なことなんですけど、平成15年に、最初に立ち上がった保々地域スポーツクラブさんが定款をつくられるとき、実はアドバイスさせていただいたの、私なんです。いなべ市役所のほうにいたときですね。平成17年には、県の総合型地域スポーツクラブの指導者講習会の講師を私、務めさせていただきました。

そういった意味では、本市では、もともとの総合型地域スポーツクラブのほうが、もうちょっと、そもそも論で、文部科学省の趣旨に沿って、きちっと存在しているか、受益者負担を確立しているかというところが課題かな。それも、課長さんおっしゃっていただいたところにも入ってくるのかなと思っております。

そういう意味では、1点、このあり方検討委員会の委員さんなんですけれども、なかなかこの歴史とか、本来、文部科学省が進める総合型地域スポーツクラブというのがどういうものかご存じない方がいるのではないかな。その原因としては、県のほうでネットワークの協議会つくっているんですけど、加入していないところも四日市はございます。そういう意味では、ぜひ有識者ということで、県のほうで協議会をつくっているので、ご活躍のところをお調べいただいて、もしよかったら、また、そういうところの委員会入っていただく必要ないかもしれないんですけども、情報をまた収集していただけるように、ぜひご検討をお願いできないでしょうか。

○ 小林指導課長

まず、この三重大学教育学部の教授のほうが、その辺りについては詳しくて、いろんな

情報をいただいておりますが、今言われたように、ネットワークのその県の協議会ですかね。私どもも、そこまで意識していないという事実もありますので、それも調べさせていただいて、そこからご意見をいただけるとか、その教授が、それも含めて、いろんな資料を持ってみえるのであれば、教授のほうも県の会議には出てみえるというのは聞いておりますので、そこからも、いろんな情報を得た中で進めていきたいなと思っております。

以上です。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、25分の19で、文化財の保存と活用について課長さん、ありがとうございました。非常によく分かりました。

その中でも、目的というわけではないですが、聞いている中で、やはり地域に根差すために、存続するためにとということで、趣旨が大変よく分かりました。ありがとうございます。

そういう意味では、私も知っているところを言って課題を聞くと、存続がやっぱり難しいとか、子供たちが参加なかなかしないとかいうことがある。じゃ、本市だけかなと思うと、ちょっとコロナ禍なんですけど、近隣市の同じような山車のあるところを回ってきて、ちょっと事例は控えてと言われたので言えないんですけども、小学生の低学年辺りまでの子供たちというのは非常に喜ぶので、たくさん、その地域の子たち、その子たちにターゲットを置いて、すごい喜んで山車の前で写っている写真を見せていただいたんです。そういうふうに、子供たちが愛着を持てるようにとやっているんだなと思ひまして、すごいいいかなと思ひました。

そういうことでは1点、ぜひ、例えば本市の中では、たくさん祭りがありますけれども、存続させたいという思いはあるんですが、地域に根差すとか、学校とコラボしてとか、そういうことを知ること、存続するんだということが、お分かりにならないとか、つながらない方もたくさんいらっしゃると思うんです。祭りへの思いがある方とかですね。

そういう意味では、ぜひ行政のほうから予算の支援とともに、そういうふうに残していくんだということを併せてアドバイスとか、一緒にバックアップをお願いしたいなと思うんですが、お考えをお聞かせください。

○ 伊藤社会教育・文化財課長

アドバイスありがとうございます。本当におっしゃるとおりで、私たち行政が幾ら旗を振っても、やはり地域の学校さんとか地域の方たちが、この文化財とか地域のお宝というものは守って、そして語り伝えていっていただいておりますので、いろんなご相談に、もちろん応じさせていただきますし、またPRということになれば、私たちの持っているホームページであったりとか、広報よっかいちであったりとか、いろんなことを使って広報もさせていただきたいと思っておりますし、地域を回って、今いろんなお話も聞かせていただいておりますので、そんな中で、やはり地域の皆さんで、どうか、保存・活用をしていただきたいというお話を今後も引き続きしてまいります。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。前にも委員会で少し事例を挙げたかもしれないんですけども、違うところの話題ですね。さきめし券が出たときに、四日市出身の方で関東にいらっしゃる方が、親御さんがその地区に住んでいらっしゃるということで、大量に購入して送ってきてくれたというような話を聞いた中で、ある老舗のお店のお話なんですけれども、その中でも地元の祭りの話もあって、やっぱりそれで覚えているということが——有名なお祭りですが、ちょっとお店挙げると宣伝になっちゃうので控えさせていただきますが——そんなこともありましたので、ぜひ。

四日市31万人都市で、例えば他市が15万人であれば、そこで育った子供たちというのは、それだけたくさん内外含めているということですので、少子高齢化時代、守っていくためには非常に有効かと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

関連どうぞ。

○ 後藤純子委員

文化財のところ、当初予算資料にも、この追加資料の中にも、旧亀山製糸の室山工場の記載がないんですけども、教育委員会としての考え方をお答えください。

○ 伊藤社会教育・文化財課長

亀山製糸の室山工場のお話でございますね。この亀山製糸の室山工場、実は昭和の終わりぐらいから、市といたしましても、明治時代からの貴重な建造物であるということで、保存を会社側のほうにも呼びかけてはありました。そして、平成7年頃に、たしか、その操業は終わったかと思うんですけれども、平成11年ぐらいに、もう取り壊すというお話が出てまいりました。そのときに、やはり地元の方たちも、これは残していきたいということで、私どもも一緒にお願いに参りました。

ただ、その亀山製糸さんは、やっぱり指定文化財となると、いろんな制約もかかりますし、ずっと保存しなければいけないということで、指定は受けたくない。そして、今ある敷地は、会社さんでいらっしゃいますので、経営のことがあるかと思うので、何か事業に使いたい。だから、土地は譲れない。ただ、平成11年に一部取壊しがあったんですが、今残っている建物は残していただいたんですけれども、その建物については、譲ってもいいよということはおっしゃっていただきました。それが平成11年の取り壊すというときのお話です。

それから、富岡製糸場が世界遺産に登録されたときが、またきっかけになるんですが、そのときに、この亀山製糸の工場は、富岡製糸場をモデルに造られたということで、また地元の方たちも、富岡製糸場がそうなんだから、やはり、この亀山製糸の室山工場も残していきたいということをおっしゃっていただいて、そして、そのときの平成26年も、また亀山製糸の工場のほうに行かせていただきました。

お願いに行きましたところ、やはり、先ほど申しました平成11年、亀山製糸さんの方針は、一貫として変わって見えませんでした。移転をするならいいけれども、その移転先はもちろん市が確保して、そして移転の費用も、市のほうが持つということ、土地は譲れないよということをおっしゃっていただきました。

そういうことがございまして、平成11年のときもそうだったんですが、そのときも、たしか議会のほうで一般質問もいただいたようなんですけれども、平成11年、そして平成26年のときも、やはり市は、文化財としては、もう受け入れられないと。亀山製糸が指定を受けたくないということ、それから土地は譲れないということ、そして、建物も100年以上たって老朽化した建物で、それをもう移転するしかない。だけど、移転するとなると、室山町にあれだけの大きさの土地はなかなかない。室山町を外れたところで移転させるとなると、やはりそれは意味がなくなるんじゃないか。そして、あれだけの、今、立入禁止にもなっている、あの室山工場を移転させるとなると、恐らく新築同然になるであろう。そうなる、初めは県指定とか、もちろん市指定の文化財ぐらいのレベルだろうと言われ

ていたんですけれども、その市指定の文化財でも、新築同然になっちゃうと、それだけの認めることは、ちょっと難しいんじゃないか。

そういった理由で、平成11年の議会の答弁も、そのようなことをお答えさせていただいております。また平成26年のときに、最後に市として亀山製糸さんとお話をさせていただいたときも、亀山製糸さんのお考えは一貫して、お変わりはなかったもので、もうそのときに、市として保存したり維持管理をしていくということは断念いたしました。

ですので、今回は、こちらの亀山製糸室山工場さんのことは何も触れておりません。

以上でございます。

○ 後藤純子委員

理解できました。ありがとうございます。

これ、また別で、意見なんですけども、旧四郷村役場のクラウドファンディングの導入とありまして、旧四郷村役場は、伊藤伝七さんが多額な寄附をしていただいているのがありまして、伊藤伝七さんは、1万円札の顔になる予定の、今、大河ドラマの主人公である渋沢栄一さんと、とても大きく関わりがあるので、このPRという点では、その点も生かして、宣伝していただいたらと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

すみません、ちょうど午後0時になりましたので、一旦ここで休憩を取りたいと思います。再開は午後1時とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

12:00 休憩

12:58 再開

○ 竹野兼主委員長

休憩を解き、午後の再開をさせていただきます。

先ほどの質疑を継続させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 伊藤昌志委員

よろしくお願いします。追加資料25分の7のところからですね。新型コロナの臨時休業の考え方についての資料、ありがとうございます。

25分の9のところの、この学校からの感染症だよりのほう、ちょっと私も、これをデータいただいてから見て確認させていただいたんですけれども、すごくいい感じでできているなと思って、分かりやすいなと思っておりました。

その中で、ちょっといろいろ見た中で、1点だけ気になることがありまして、教えていただけたらと思います。

一番最初、25分の7のところなんですけれども、基本的に、陽性で感染が判明した場合、検体採取の日を起点に2日前に登校しているかどうかで判断が変わってくるということになっているんですけれども、これは保健所との相談の上というか、何か国の指針とかがあるんでしょうか。

○ 内村学校教育課長

学校教育課、内村でございます。

感染のリスクということで、検体採取日の2日前、ここからが感染リスクがあるということで、文部科学省からの指示もございますし、それから医学的にもそういうことだということで、保健所とも協議ができております。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。国からが2日前なのかなと思っておったんですが、ちょっと私、調べていたところの中で、ちょっと代表質問でも出させていただいた資料なんですけれども、医師に渡る診療の手引の中で、潜伏期間が非常に長いということであつたりとか、潜伏期間が1日から14日間であるとか、暴露から5日程度で発症するというのがWHOに書いてあって、最終的には感染可能期間は発症2日前からというのが目安になっていたので、1日だけのことなんですけど、2日前からだから3日前がいいのかなとか勝手に思っていたんですが、国や保健所さんとの話の中で出ているので、これでいくのかなと思ひまして、確認だけさせていただきました。ありがとうございます。

あと最後、もう一点です。二つの資料からになるんですが、一つは、奨学金の話、出ましたけれども、そのところで、関連というか、そもそもの話になるので、別で話させてい

いただきました。様々な委員の皆さんからの意見ももっともだしと思いましたが、根本はもう、ほとんどの人が、全ての人がいいなというものだなと思っております。

その目的からいきますと、目的は、もう想像つくところなんですけれども、同じように、今回、追加資料の中で、コロナ対応で一番最後に出していただいたA3のところ、様々な予算がありますけれども、例えば25分の22で、大分戻りますけど、5月補正のところ、学びの保障という目的でオンライン学習教材とかがありまして、これについては、例えばタブレットなんかは、生活保護のご家庭なんかには支給されている状況かと思えます。これ予算は違うところになるかと思うんですけれども。奨学金にしても、この学びの保障の対策で、生活保護家庭のところにきちっと保障するということがあるんですけれども、また予算が違うところなんです、そういった対象の生徒さんが学習機会を設けられるように、保護課さんのほうで学校と共同して、学校が終わってから勉強ができる機会を設けていただいていると思うんです。当然これは、事業自体は他部局になるんですけれども、この奨学金にしろ、学びの保障、オンライン学習にしろ、趣旨は一緒だと思うので、こういう教育の場面は、ほかの部局さんの事業でたくさん絡むと思いますので、ぜひそういったところも、また一緒に、目的は同じなので、情報交換等をお願いしたいと思うんですが、ご意見だけいただけたらと思います。

○ 竹野兼主委員長

今言われるみたいに、予算の部分のところでも指摘されているので、そのところの部分も含めて、どなたが答弁していただけますか。

○ 内村学校教育課長

学校教育課、内村でございます。

ご指摘ありがとうございます。まさに対象の子供は同一でございますので、やはり部局間の連携というのは非常に重要になってまいります。今も一例として保護費も挙げさせていただきましたが、やはり教育委員会、例えば就学支援、就学援助の面では、保護課との関連というのは非常に強いので、こういったことを保護の対象とし、必要などころに必要な支援をするために、こういったことが必要かについては、連携させてもらう中で進めさせていただいています。

また、放課後の学習につきましては、他部局の事業ではあるんですが、その運営等に関

わる会議には、教育委員会から私も参加させていただいておりますし、現場の校長先生にも参加させていただいて、運営会議等も進めております。そういった中で、学校の状況、それから教育委員会の連携というのは今後も強めてまいりたいというふうに思います。ご指摘ありがとうございます。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。これ昨年も委員会のどこかで話したことがあるんですけども、現場の声を少し伝え聞いておったときに、一方で、その事業をしっかりとやっていて、報告書等を作成しているそうなんですけど、学校現場では先生のほうがそれをあまり見ることがなかったとか、情報交換が全然、その業者さんとはなかったというようなことで、昨年も、今年も聞いておりましたので、ちょっと気になって申し上げました。ぜひ推進をお願いいたします。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 石川善己委員

すみません。追加資料の17ページ、特別支援教育コーディネーターの活動充実に係る年次計画ということで示していただきました。こういうような形で、最終到達の、これだけの人数を確保して、これだけの学校を担保していくんだというのを、こういう年次計画で示していただくというのは非常に僕は大事だなと思ってしまして、今回この件は、これでよく分かりましたということで、あと同様のケースが、今後、資料を作っていたときに、最終、じゃ、これだけの学校をやっていくんだとか、これだけの人員配置をしていくんだという場合というのは、経年的に、この年度にこのぐらい充足させていって、最終、この年度には、ここへ到達するんだよというのを、今後の資料づくりでも示していただくとありがたいなと思っています。非常に分かりやすいと思っています。

この分野については多分、これからもっともっと、人的な部分を含めて必要になってくるところかなと思っています。

1番のところにも書いていただいておりますが、私も幼稚園におりましたので、小学校へ

進学をしていく子供たちの状況の聞き取りとかに学校の先生が来ていただいて、ここで、特にこの子についてはこうだとか、状況も聞き取っていただいておったのは認識をしているんですけども、こういった形で今、実際に園児の様子を見ていただいたりということで、非常にきめ細やかにやっていただくように進んだのかなと思って、本当にありがたいことやなと思っています。こういったところを、もっと充実をしていただければありがたいと思います。

もうこれ、追加資料じゃなくてもいいんですよね。

○ 竹野兼主委員長

はい。どうぞ。

○ 石川善己委員

ICT活用による学習環境整備事業、191ページです。代表質問でも、この分野、触れさせていただいて、教員のICTのスキルアップというところで質問だけさせていただきました。

そこで、各学校の中で情報推進リーダー養成の連続講座を開設して中心的な役割を担っていただきますよというようなことを説明いただいたと思うんですけども、非常に大事なところやと思っています。

聞き取りのときにもお話をしたんですが、やっぱりオンライン授業と言われると、本物の授業との中で、保護者の方から「うーん」というようなお声も聞かせていただいておったので、そういった分野、深めていっていただきたいと思うんですけども。

ただ、これ、リーダーはどういうふうに、各学校、どのぐらいの人数を養成していくのかというところを踏み込んで聞かせていただければありがたいと思います。

というのが、人事権については基本、こちらにないですよね。県教委が多分、そういったリーダー的な役割をしておる分野なんていうのは把握せずに人事異動が行われるのかなと思うと、異動しても大丈夫なようなところの体制づくりというのも一つ大事なのかなというふうに思っていますし、逆に、中には学校によっては、3人も4人も、そういったスキルの充実した先生が集中するケースもあるのかなと思っています。

充実する分にはいいんですけども、そういったところ、例えば県教委のほうに対して、人事配置について、そういった部分の配慮を要求というか。そのとおりになるかどうかは

別にして、こういったところで、この先生についてはとか、この学校についてはというようなところが、ある程度要求していただいて対応はしてもらえるものなのかどうか、そこも併せてお聞きをしたいなと思うんですが。

○ 中村教育支援課長

教育支援課、中村でございます。

まずICTの、このコーディネーターの養成の部分でございますけれども、来年度、約30名ぐらいということで考えておりますが、これ学校からの推薦ということで考えておるということで、当然、30名を超えるケースが生じた場合においても対応ができるような形の研修を今考えているところです。

今、石川委員おっしゃっていただいたように、これについては、やっぱり持続可能なものにしていくということが大事ですので、来年度にとどまらず、今後そういったスキルを持った教員が四日市にとどまって、四日市のICTの部分について、やっぱり中核的な部分を担う人材を育成していくということが、今、鍵となっておりますので、この辺りについては来年度、計画的に進めていきたいと思っております。

○ 内村学校教育課長

学校教育課、内村でございます。人事に関わる部分、学校教育課のほうで答えさせていただきます。

基本的に、人事権を持つのは県教委ではありますが、市教委の内申を尊重していただくというような形で進めております。ですので、市教委におきましては、学校教育課で、各校長先生から人事要望に関するヒアリングを行い、特にICTに関しましては、これ市における重大な案件ですので、人材的に適正な人事配置がされていない場合については、年度末人事異動で、それぞれの学校に推進に値するような人材ができるだけ配置できるような、そういった工夫を行っておりますし、県教委のほうにも、そのようにお願いしております。

併せて、今、教育支援課長のほうからお答えありましたが、人材をとにかく増やさんことには配置もできやんという実態もございますので、その部分、併せて進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。よく分かりました。ぜひしっかりと、四日市の中で教育していただいた先生方が、市内の学校で活躍していただけるように、とどまっていられるように、要望もしっかりしていただきながら、充実に努めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 荒木美幸委員

学校プールの資料、ありがとうございます。こちらも分かりやすくしていただきましたので、当初予算の参考の資料とともに照らし合わせながら、ほぼほぼ改定内容というのは確認させていただきました。

今年度は実際、運営はできなかったわけですが、今年度当初に上げていただいた予算から比べると、安全対策の強化をしていただいたということで、具体的には監視員の責任者を置いていただくということや、新たに新型コロナウイルスの対応をしていただくということで、予算がプラスになっているのかなと思います。

運営体制の中に、運営責任者1名配置。この方が監視責任者という理解でよろしいでしょうか。

○ 長谷川教育総務課長

まず、委託事業でございますので、運営に関しましては、PTAのほうで責任を持ってやっていただくということで、責任者を置いていただくんですが、監視のインストラクター的な、指導的な役割を、私どもから派遣させていただく、この監視責任者という方をお願いしたいと思っております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

分かりました。そうすると、運営責任者はPTAさんのほうでされ、この6名の監視員、1回6名動くわけですが、この中に含まれるのではなくて、ここの方たちに、いろんな指

導やアドバイスする方が監視員という、そういう体制ということですか。

○ 長谷川教育総務課長

今、6名ということをお願いしています。プラスアルファで、この監視責任者というところで、指導的立場で入っていただくと、そんなふうに想定しております。

○ 荒木美幸委員

分かりました。

新型コロナウイルスの対策ということで購入もいろいろしていただくんですが、ちなみに、監視台というのは、今までなかったんですね。

○ 長谷川教育総務課長

基本的に授業で使うものではないんですね、監視台というのは。ですが、プールの事故以降、やっぱり高所からの監視というのが、その目線を変えて、人が監視するということが有効であるということもありまして、平成31年からは予算化という形で配置できるように考えております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

分かりました。授業で使わないから、なかったということで。あるものだという、そういう先入観がありましたので、分かりました。確認できました。

その中で、少し戻りますが、このコロナ対応のところで、体温計で体温を測ったりとか、手指消毒を含めて、いろんな施設の消毒というのは、これは今後、恐らくPTAの委託の方たちにやっていただくことになるかと思うんですが、やはり私も、やらなきゃいけない、体温計で測ったりすることもあるのですが、ところが、やり方が本当に分からなかったりとか、手間取ったりとか、じゃ、消毒をするときに、どこまでしたらいいのかとか、どういう手順でするのか。意外に、こういうことって、分かっていそうで分かっていないですし、人が替わることによってばらつきが出るといけませんので、少し手順が必要なのか、マニュアルが必要なのかは分かりかねますが、それ少し、どういう手順でコロナ対策をしたらいいのかというものも示していただきたいと思いますが、そういう計画とかはあ

りますでしょうか。

○ 長谷川教育総務課長

まずは今年度、授業でプール運営があらうかと思います。その辺り学校で、直接ノウハウもあらうかと思いますので、その辺りもきちっと整理しながら、PTAの方に分かりやすいマニュアルで、体温を測るタイミングであるとか、やり方、それから消毒の場所であるとか、回数等も、具体的なマニュアルでお示しをさせていただきたいなど、このように考えております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

それと併せて、やはり、せっかくこの監視員の方、責任者の方を置いていただきますので、これまでのやっていただいた、その監視のお仕事といいますか、内容、業務と、きちっとすみ分け、役割分担といいますか、そういったことを少し整理もしていただいて、監視員の方々が動きやすく仕事ができるように、監視ができるような体制をつくっていただきたいと思います。これはお願いでございます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 荒木美幸委員

はい。

○ 川村幸康委員

文化財のことなんやけど、残す残さんという議論の前に、いろんなものを四日市でも、まだ有形無形の形で文化財てようけあるんやろうけど、取捨選択するということのかな。残すものと残さないものとの、そこのありようをもう少し、教育委員会のどこが決定権持つておるのか、よう分からんもんで。残そうとする決定権、それから、いや、これも残さないよという決定権。さっきの話聞いておっても、協力できるかできないかもいろいろあるん

やろうけど、どこが決定権持っておんのか、何か、あまり分らんのか。

例えば無形文化財の獅子舞とかあんなのでも、保存会を表彰したり、何年間で結構、表彰制度を設けておるわね、ああいうやつでも。あの辺も、雰囲気でおるわけではないんやろうけど、聞くと意外に基準ないんさ。曖昧というか。

どこやったかな、前。私、議長しておったときに、あそこの、何やったかな、垂坂かどこかの獅子舞の、あれが表彰されたと思うけど、あれは後で話聞いておると、若者が戻ってきて、あの獅子舞だけでも回しに来るよとか、何かそんなことをね。東京やどこかへ、全国に散っていても、あのときだけは、その獅子舞のあれを回しに、みんなが寄ってくるというようなことを聞くと、いや、形ないものというか、そういう舞うものでも、お金かけなくても、そういうものがあるんやなということていくと、表彰制度も含めて、一遍きちっと、残すもんや残さんもん、それから有形無形にかかわらず、表彰制度とか。

ここ書いてくれている、それを活用しておる、活用していないも含めて、もうちょっと、きちっとした計画やら学校のカリキュラムに、一旦馬力ではなくて、ずっと続くようにやるべきかなと思うと、それはもう、何て言うの、指導要領じゃないけども、そういうようなところに入れ込んでいく必要あるのと違うんかなとは思って、そこらを一遍考えてほしいなと思っているのと、それと最後、これ出ておった中に、寄附を募るのかな。これな、寄附募るんなら、目標額をやっぱり決めるべきや。こんな出し方の予算はないわ。

さっきも奨学金は50人とか勝手に決めてきとんのにさ。こんなところは、募集期間や目標期間は今後決定するって、こんな予算ないで。ご都合主義やわ。

やっぱりこれ目標金額と、それから、どういった形での募り方をして、最低限これぐらいは集めるというようなことだけは、やっぱり予算なんやで、私はやるべきやと思う。

これは、それで、委員会中に一遍ちょっと決めてよ。この出し方はあかんわ。期間も目標金額も決めていないというのは、それはちょっと、予算案としてはあかんなと思って。ここ、きちっと決めてやるべきやわ。仕方な、どういふものがあるのかも。それはやっぱり議会中に、これ決めやんとさ、こんなん認めたんかと言われて笑われるでさ。それはもう白紙にしたんやわという話やでさ、これ。

やっぱり、やった結果、集まりませんでしたわでは話にならんで、議会に、ある程度の形で尋ねやんとさ、私らもこれ。

逆に言い換えると、コロナで難しいやろなと思うとんのや、寄附って。それならば、初めから書かんほうがええわ。

ファンディングなんて、これ本当難しいやろと思うで、今からのやつは。

これ、国体もそうやし、寄附してくれ、寄附してくれって結構寄附続いておるよ、四日市。インターハイ、全少。何もかも寄附で、結構企業はしておるでさ。それ考えると、なかなか、このコロナ禍難しいんやで。ここにこんな予算案でも書いてくると、どうなんと思うで。

だから、どっちかに決めれやんのやったら決めれやんで、ここはもう。そやけど、してくれる人がおったら助かるなと思うんやったら、するんなら、やっぱり逆に言うと、ある程度の期間と金額設定だけはしていく必要がある。

もうこれ、すぐに答え出ないので、一遍考えてから、また予算常任委員会全体会までぐらいに答えてくれたらええわ。

それと、コロナのほうなんやけど、学校の先生は、どういう順番になるの。全然一般人なの。ワクチン接種の順番は。

○ 内村学校教育課長

特に今の段階では指示はないんですが、特段そういった情報は今のところ発信されているのを見ておりませんので、恐らく一般人やと思われます。

○ 川村幸康委員

一般人。そこらを一遍きちっと教育委員会で考えて。子供は打てへんのやで。皆さん、うつつたら子供にということていくと、ちょこつとは早くてもええんかなとは思ったりもするんやけど。それも多数の人と接する仕事やでな。リモートも利かへんやろうし、義務教育の間は。そうすると、やっぱり優先順位は考えるべきと違うかなと思うで、それはやっぱり教育委員会として働きかけるべきと違うかなとは思うけどな。

教育委員会における人は別にええやろうけど、一般人で。現場で子供と接する人ね。その人らは、やっぱりそれは優先順位、高くてもええんと違う、授業を行う人。それから、あとクラブ顧問とかさ。クラブの指導をする学外先生みたいな人は。そういうのはやっぱり必要と違うかなと思うんやけどね。

○ 竹野兼主委員長

今の川村委員のところの話でいくと、国の方針の部分が大きく関わると思うんですけど、

教育委員会として何らかの行動なり何なりという意味合いのところを尋ねられているのかなとは思いますが、その点についてはいかがでしょう。答えられやんか、これ。

○ 葛西教育長

まず、教職員を一般の中でも優先していくという、そういうふうなお言葉をいただきました。今のところ国からの、いろんな情報を見ても、教職員優先というふうな、そういう文言はやっぱり、どこにもちょっと見当たらないという、そんな状況かなと思っています。

それで、ご意見いただいたわけですが、本市でも、このコロナワクチン接種に係って進めていく部会がございますので、今こういう意見いただいたということで、そちらのほうへ、意見のほうを出していきたいなと思っております。そこで判断していくべきものと、そんなふうに思います。

○ 川村幸康委員

教育者は、やっぱり言いにくいと思うで、俺を先させてくれとは。それで上げておるんやけど。普通に見渡すとき、やっぱりそれは先かなとは思ふよ。子供、打てへんのやし。そういう意味では、感染経路として考えられるのは先生しかおらんわけでき。子供らにうつす可能性としては。それも何十人と接さなならんていうのはさ。それも、ある程度の環境は用意してあるとしても、換気やあんなんで。それでも、接するのは多いんやで、やっぱり普通の人よりはちょっと早く打つというのは、仕組み的にあってもええやろうし。

それは見当たらんじゃなくて、みんな遠慮しておるのやに。それは言うべきやわ、と私は思う。ぜひとも声を大きくして言うたら。

教育長は打たんでもええに。ここにしか来えへんのやで。

○ 竹野兼主委員長

すみません、先ほど川村委員のほうからもそういう意見がありましたので、その点についてはお願いしたいと思いますが、その前のクラウドファンディングの部分のところの、ここ予算がという意味合いで、これがないと、採決の部分のところにつながらないので、どういう考え方かも含めて、また歳入歳出の部分のところ、これ何も入っていないかなと思うので、答弁をお願いします。

○ 伊藤社会教育・文化財課長

まず、このクラウドファンディングのことをご説明申し上げます。本当に誠に申し訳ございませんでした。これ予算化しておりません。今、他市の事例を見ながら、令和3年度、導入できればいいなということで、例えばとか、予定というふうな、ちょっとそんな逃げの文字も書かせてはいただいているんですけども、おっしゃっていただくように、もっと研究が必要ですし、目標額を決めていかないといけないと思っておりますし、また、このコロナ禍で、市としてはいろいろ寄附をお願いしている中、どれだけ皆様にご協力いただけるのかなというところもありますので、ここに挙げさせてはいただいたんですけども、今年度は予算化しておりません。申し訳ございません。

○ 川村幸康委員

そうすると多分、大きく考え方が変わってくるのは、そういうことも含めてやに。どこで、これからの文化財を維持、守りをしていこうかと考えると、結局、入場料になるんやわな、ほとんどのところの考え方が。その入場料、高ければ入らんし、活用もされやんということていくと、クラウドファンディングか何かでもらった分を入場料と相殺して、その分プラスアルファで低く抑えて、多くの人にとという考え方が大体、一般論なんやけど、そうすると、そこは、していないと言うたけど、やっぱりしておかんと。建物のほうだけは改修やら耐震工事していくのであれば、やっぱり薄く広く集めた税金でやるからには、もうこれで一回きりで壊すというなら、もうそれでもええんやけど、まだまだ続けてずっとやっていこうとする考え方があるのかないのかも見え隠れ、よう分からんのやわな。もう次は、あなたらの代も私らもおらへんで、次の人が考えることやって思えばそれまでやけど、そうすると今度は入場料どうやって取るんやとか、金額設定幾らにするのやという話にもなるで、やっぱりそれは、ある程度、いろはやでき、これ。文化財守りしていくときのコストはどこで見るかというのは。ずっと広く薄く四日市市民の税金でみるという考え方なのかさ。そこらをちょっと、きちっとしたほうがええんと違うかな。

○ 伊藤社会教育・文化財課長

クラウドファンディングのことは、今後も研究を続けていきたいと思っております。クラウドファンディングは、そのお金の負担軽減ということもありますけれども、もう一つ

の目的は、文化財保護への関心が高まるというところ辺で、このことについては研究を続けていきたいと思っております。

また、川村委員が初めにおっしゃった文化財、どこまで面倒を見ていくんだというようなことなんですけれども、そういうのがまさしく今、私どもが取りかかっております文化財保存活用地域計画の中で、こちらは今、指定してあるもの、指定していないものも含めて、地域のほうにヒアリングもさせていただいて、地域が宝物として大事にさせていただいているもの、もちろんそういうのは指定もされていないと思うんですが、そういったものをリスト化しております。

そのリスト化させていただく中で、やはり地域で、本当に地域ならではの大切にしているもの、子供さんも含めて一緒になって、祭りだとか、獅子舞だとか、やっていただいているものもたくさんあることを改めて再発見することができました。

今回、この計画をつくらせていただくに当たって、やはり地域の方々の、そういった思いも含めて、どう今後、保存していくのか、そして活用していくのかというのを考えていきたいと思っております。

中には、どうしてもやっぱり、もう途切れてしまうのも出てくる可能性もあるかと思っております。

ただ、やはり地域の方が、これは残したいというものがあれば、それは、例えば市指定に申請していただくとか、市指定の文化財に申請していただくと、私どもも何かの修繕のときには補助金も出させていただけることもありますので、そういった形で、地域の方と一緒にあって、地域に眠っているお宝も含めて考えていきたいなと思っております。

○ 川村幸康委員

苦しいのは分かるのやけど、例えば、こういう事業費があります、こういうことになりました、そうしたら入りと出を、予算やで見ますやんか。そうすると、どれだけかは、こういうもので賄って、どれだけは必要でかかるんやったら、これぐらいはやっぱり要るなというのが予算やで。それは、こっちの出のほうは、もう分かっておるけど、入りのほうは量っていないというのは、やっぱり予算としてはちょっと不十分かなと思うとんの、俺は。それがないと、ちょっと無責任かなと思って、議会もな。

3億円、4億円かかりましたわとかいう話の世界があって、一方ではクラウドファンディングを導入予定とか言うてましたわと言うんやけど、本当やったら、議会として、どれ

ぐらいの期間で、どれぐらい集めるというのは聞いたんか。

例えば、ここ最近やと、俺らやと国体なんかがあって、国体に強化選手呼んでくるのにいったら、三重県の柔道協会とどうしようと。これぐらいの選手呼んでくると、これぐらい費用がまず要るよと。それに対して、そうしたらどれぐらいで、何段以上はこれぐらいの寄附して、これぐらいのお金集めやんとやれませんか。これ事業計画出してゴーをもらうわけやろ。だから、それはやっぱりセットやで、入りと出は予算は。

だから、これ出だけ書いてあって、議会に何も入りはいろわんだんかという話にはならんで。というのは、何でかという、やっぱり——必要なもんか、不必要なもんかという言い方が、ちょっと乱暴な言い方になるけども——文化財守っていくということになれば、それなりに、それを得るためのお金は、薄く広く集める四日市市民の税金なんか、今後どうしていくんかということの二つの道はきちっと計ってからやらんとあかんのさ。

だから、そうでないと、これ議案としてというのは、これ不十分で通らへんに、ここは。

これ、別に賛成多数で俺、これ議会は、よう押し切っていくかと思うわ、こここの部分は。入りがきちっと量られていないって今までないもん。これ、期間もないし額もないというのは、やっぱりあかんわ。集まる集まらんは別にしてもな。

だから、議案として、ちょっとこれは俺は難しいなと思って。なかなか賛否できやんなと思うでさ。

やっぱり事業というのは、そういうもんやでね、どの事業でも。入りがあれやで。

○ 伊藤社会教育・文化財課長

この旧四郷村役場の工事については本当に、このクラウドファンディングということを出してしましまして申し訳ございませんでした。令和3年度は、おっしゃるように、はっきりとした、その目標額も決めておりませんので、予算としてもお出ししておりませんので、入りの部分でお出しはしておりません。申し訳ございません。

この旧四郷村役場につきましては、市の指定文化財ですので、どうしても市単でいく、お金を出していただくということになります。国指定とか県指定になりますと、国の補助金、県の補助金がそれぞれいただけることになっていますので、そこで入りは入ってまいります。

○ 川村幸康委員

もうくどくど言わへんけども、結局、旧四郷村役場だけ見とんで、そういう考え方になるんさ。四日市全体の文化財として見たときに、どうしていくんや、こうしていくんやというときに、四郷村役場があるのやったら、富田村のこれも、4億円、5億円をかけて、もたしてくれさという話が出てきたときに、いやいや、地域も言うておるけど、これも貴重な文化財ですなと。だけど、やっぱりそれは、ある程度守りするのに、こういう寄附を募ったり、こういうことで、こういう事業計画があつてやりますよということがあつてやれるのに、いや、四郷だけは特別なんですという話にはならんと思うておるの。だから、四郷村と見やんと、俺は四日市の文化財として見たときに、文化財を守りしていくのは、判断材料が幾つかあると思うんさ、文化財として。それも、その費用もこれぐらいかけてもたすのにふさわしいというものなのかどうなのかも含めて、一般的な人からも含めて、ああ、それはそうやなと思うものでないとあかんと思うわけや。

今回、やっぱり3億円どんだけも残すということであれば、四日市市民として見たときに、自分らの税金使われるということで見たとときに、四郷の人だけではなくて四日市の文化財と見るときに、かなりいっておるなと。守りはどうするのや、入場料取るのけ、それとも寄附でも募るんけ、そういうことも含めて、オーケーという話やさ。ところが、これ、こんなことになってしまうと、そこの地域では絶対これお金かかるけど残してほしいというとき、残さざるを得んようになってくるのな、これから。そこが一番、私はやっぱり味ない話になるで。そうすると、あそこだけ残して、ここは残さんのかという話なので。

今回、この多額の税金投入をしてやるのであれば、最低限クラウドファンディングをせなならんさ。そして寄附を募って、地域でも協力できるような計画を、そこのところのあれでやって、そして入りを量ってやると、こういうことがセットやろうなと思つておるのにさ。これも出ていくところばかりやっておると、これ、これから四日市の文化財というのは、言われたら全部せなならんよという話やで。そこが、これは完全に抜け落ちた形のパターンやでさ。

だから、なぜ旧四郷村役場だけなんていうのに対して、きちっと答えられるだけの材料がないわ、これは。それだけ。

○ 竹野兼主委員長

今の指摘の部分のところ。

○ 松岡副教育長

るる、ご指摘をいただきましてありがとうございます。今回、私たちは、この旧四郷村役場について、このクラウドファンディング導入を、導入予定ということでご提示をさせていただいたところでございますけども、いや、議員おっしゃるように、市内にはたくさん文化財とかいうのがありますし、ここだけじゃないというのも、今ご指摘いただきまして分かるところでございます。

この導入予定というふうなことを記載させていただきましたけども、改めて、この文化財保存・活用に係るクラウドファンディングについては、再度また改めて考え直しをさせていただきたいと。非常に今回のこの考え方が、恥ずかしいですが、浅かったということで、改めて考え直しのほう、させていただきたいと思います。

○ 川村幸康委員

議案を一旦、取り下げるとのこと。

○ 松岡副教育長

議案を取り下げるといいますか、導入予定で、予算には計上されてございませんので、この考え方自体を改めて、どのようにするかということで、させていただきたいと。

○ 川村幸康委員

そうすると、考え方的にいくと、旧四郷村とかいうと、四郷に関係する人らの顔が見え隠れして言いにくくなる話なんやけど、俺が何を言っているかといったら、四日市の四日市村役場を直すときに、例えばな。四日市村役場を直すときに、これ直すほうがええの、それとも写真や何かで資料にして、もう残しておくほうがええのという話が上がった場合あるやんか。いやいや、そのときに、やっぱり少々お金つくっても残そうとなった場合に、そうしたら残し方はどうするのやというのは、普通、文化財やと考えることなんさ、コストを。コストを考えると、ほとんどのところで考えるのは、入場料取るかさ、文化財で。何かしておるのさ。参拝料とかさ、何とか料とか、いろんなことで、その財源を、税金以外のことで、工事費用を下げようと。

だから、ここにも書いてあるやん。保護の関心の向上、ひいては工事費の負担軽減を図ることというのが、やっぱりどこかで図られやんと、四日市全体の市民の感情としては、

やっぱり目線はあかんと思うで。だったら、いやいや、このクラウドファンディングは、ちょっと考え浅かったで、もう撤回するという話はあかんわ、やっぱり。そんなんやったら、もうもともとが、出も量らなあかんで、出費のほうも。入りも量っていなかったんやったら。だったら、こんな事業計画ではなくて、もう少し低く抑えるような事業計画でいきたいと思いますかという話やろと思うんやわ。

それは、今まででも、文化財残してほしいという声は、二十数年前にも私、言ったことあるけど、そのときはやっぱりお金の問題で、広く市民から、その税金で、薄く広くの税金ではあかんと。入場料が取れて、考え方が、それは残していいもんやなというものでなければ駄目ですという話やったんやでさ。ここだけは何か、いやいや、それはちょっとないんですわと。お金だけは3億円、4億円使いますよというのでは、なかなかそれは。

残すことはええことやと一般論では思うけども、文化財を。その裏に、やっぱり費用というものがあるんやで、その費用の、ある程度の工事費の圧縮ということも書いてあったでさ。せめて工事費の何%かとか、何千万円は集めようかとかさ、こういう話はやっぱりないと。毎年これぐらいは、やっぱり収益上げていこうかとかさ、そういうものが事業計画に普通はあるぜ、どの文化財見ても。

今回の場合は本当にまるきり、余分にあったお金でやるみたいな感じになるでさ、それやと。それはあかんて言うとなの、俺は。残すのは残すので構わへんけども、そうしたらちゃんと出は量らんと。

○ 竹野兼主委員長

今、川村委員が指摘された部分のところで、文化財というのは、あくまで、いろんな地域のところで文化財としてあるとは思いますが、それはあくまで今回は指定されている部分のところで、全ての部分の、誰もが思う文化財とは少し位置づけが違うのかなというところは、少し確認させていただきたいのと、例えばそれと、文化財指定の部分のところで、つい自分たちも、私も、いろんな仕事の関係上、その維持管理の部分のところで費用の部分のところで、入りというものを考えるところはあるんですけど、そこら辺のところについて、そういう文化財として、入りというの基本的には考えるものなのかどうかだけちょっと、まず答えていただけますか。

○ 伊藤社会教育・文化財課長

この旧四郷村役場は市指定の文化財でございます。やはり指定をさせていただくというのが一つの、これは貴重なものということをも市としても認めさせていただくという一つの条件といいますか、になります。所有者の方からお申出いただいて、そして私どもの文化財保護審議会のほうにかけまして、諮問させていただいて、その専門の先生が調査していただいた上で、答申をいただいて、市の指定にふさわしいであろうということ、ご意見を頂戴して、決定させていただくというものでございます。

この旧四郷村役場は、市の所有物でもございますし、市の指定でございます。ですので、そういった意味で、今回、多額のお金なんですけれども、かけて修繕をさせていただく。耐震がなっていないということもございまして、工事をさせていただくというものでございます。

確かに入りのことを、このクラウドファンディングを出させていただいたの、浅はかではありました。申し訳ございません。

今後この入りという部分も、私ども、もっと考えて、そして、このクラウドファンディングのことをもう少し、もっと調べて、今後どうしていったらいいのかというのを検討いたしまして、そしてまた、こちらの委員会のほうに報告、ご意見を頂戴したいと考えております。

○ 葛西教育長

まず四郷出張所、四郷村役場です。これ持ち主は市で、市の指定文化財になっているという、そういう、まず立場があります。ですから、普通、他の方の所有物で市の指定ということであれば、市の財源的にも関与する部分というのは、もう限られているものになります。

ただ、これ市のものですから、まずこれらを維持管理していこうと思えば、やっぱり市がまず負担していかなきゃならないと。

議員がおっしゃるように、これ、お金の面について、これ本当に保存していく価値があるものなのかどうかというのは、これはやっぱりきちっと判断しなきゃならない、一番大事なポイントだと思っています。

実はこれ経緯がございまして、平成26年に、この建造物の南面の外壁の塗装工事をしたときに、その柱が腐食していたと。それで、これではもうあかんぞということで、一度、耐震診断をしようかということになったわけです。そこで、ポイントとしては、これ、将

来にわたって市の指定文化財の価値を損なうことなく耐震補強・修理工事をしなきゃならんと。それに値するものかどうかということで、専門家による指導が必要ということで、ここで私どもの保護審査会の中での、こういう建物の専門家の人、それから大学教授の建物の構造の専門の方、そういう方を入れて、これの保存計画策定委員会というふうなところで、ここでたたいたわけです。たたいて、保存活用計画を立てて、そして、やっとな平成30年に耐震補強工事方法、工事の基本設計というものをつくる予算をいただいたわけです。

ただ、そこまでやってきて、これはきちっとやれば、当時の、これは大正時代ですけれども、これ明治の建物の様式も取り入れていますから、そういう価値ある建物として四日市が保存していけるという、そういうふうな確証が得られたものですから、ここで初めて、平成31年2月議会に、この教育民生常任委員会の協議会で保存活用計画、工事基本計画、そのようなものを出させていただいて説明させていただいたと。そこで、この委員会の場で、これはやはり、しっかり市民の意見も聴取してやっていけと。

それから、もう一つには、これを、ただ建物を保存してだけでなく、これを講演会や、シンポジウムや、現地見学会や、そういうものをしっかりして、機運を盛り上げていく必要があるというふうなことで、私どもは、これ、その年から次の年にかけて、しっかりとそういうふうなものをやってきたわけです。

要は、これは、四郷地区のこの建物は、市における近代産業発祥の地であって、伊藤伝七さんが起こした会社が、今の東洋紡や日本トラスティなどに続いており、産業四日市の礎を築いたという、そういう価値づけをして、これを改修したときに、そういうふうな展示も考えて、しっかり四日市の宝であるという、そういうふうなこともアピールしていこうと。そうでないと、これ、とてもお金に見合うものじゃないというふうな、そういうふうな厳しいご意見もいただいています。

そういう過程があったものですから、地元の方には教育委員会、これ取りかかるのが遅いぞと。もっと早くやれと言われても、でも、ここはきちっと固まっていなかったものから、遅れざるを得なかったという、そういう状況があります。

今回は、私どもとしては、市だけのお金では駄目で、広くみんなに、これを周知して、そしてお金も、少しでもいいから募って、そして、四日市の財産として次の世代へ伝えていこうという、そういう思いで、クラウドファンディングというのを出したわけですけども、先ほど副教育長がお答えしたように、そこのやっぱり見通し、設定、川村委員ご指摘いただいた点ですけど、これはやっぱり甘かったというふうに思います。

それで、令和3年度としては、ぜひこれを、私どもとしては、させていただきたい。ただ、令和4年度について、クラウドファンディングというふうなことにつきましては、しっかり考え方を練って、ご提示のほうをさせていただきたいなと思います。

○ 竹野兼主委員長

教育長の答弁、分かりましたけど、これ、川村委員が指摘された部分のところについては、委員会として、議員として、必要な視点だろうというところを考慮して、先ほどの、今、答弁いただいたように、令和3年度の方向性。これはあくまで令和3年度は、それを検討して方向性を見ながら、令和4年度には必ず目標設置というのをさせていただくという答弁であったというふうに捉えさせていただいてよろしいですか。

という答弁ですので、委員の皆さん、いかがでしょうか。

○ 川村幸康委員

教育長言われるように、そういった手続や背景は踏まえてきたことは、よく理解しているし、分かっているんやけど、一番肝腎要の予算なんやで、やっぱり入りと出は量っておかんとあかんというのは、これ市民から見たときに、そうなるということや。私らは後ろに市民がおるわけやで、市民が四日市の文化財を守るときに、文化財というのは、極端なことを言うとな、今の生活に現代人が必要なものかどうかといたら、そうではなくて、今までやってきた過去の先輩の、そういったあれを見ながら、また学習して、未来につなげていくという一つの役割を果たすということやもんで、今の世の中のところのそろばんでいくと、不必要なもんや。それでも残していこうとするということで、かじを切ったならば、やっぱりそれなりに、そこは、どういうふうなことの財源と税金の使い方で維持していこうかというのが、もう一個のほうでは手だてがないと、予算にはならんということや。

この委員会始めるのも、委員長、総務分科会で歳入審査をしとんのやでな。歳入通ると思ってやっておるだけの話で、歳入通らんだらできやへんわけやで、委員会は。

だから、極端な話、ここでもこれ、議案にきちっと出ていて、またこの説明にクラウドファンディング導入とあるんなら、今日ここで私は、よう結論欲しいとは言わんけども、この日にな、今の時間に。やっぱりな、期間と目標額だけはきちっと設定して出してくれやんと、議員として賛成しにくいわ。これはやっぱり出すべきやに、これは。

集まる集まらん別にしてもな、クラウドファンディングでどんな手法を取るか、いっぱいあるわ、やり方は。だから、それはやっぱり、きちっと出すべきやわ。それをせんと、苦しいに、これ。

○ 竹野兼主委員長

今、川村委員が言われた部分のところについては、分科会長報告のほうでしっかりと、こういう意見があつてという部分のところでの用意をしていきたいということで、お願いしたいと思いますが、よろしいですか。

川村委員の、そのこのところでの答弁は、もう今いただいている部分のところがあるので、この部分のところ、しっかりと分科会長報告のほうに書かさせていただきます。しっかりとした意見があつたということ、ご了解いただきたいと思います。

この件について、ほかに、関連の部分なり何かありますでしょうか。

なければ、ほかの質疑のところ、続けていきたいと思います。

他にご質疑ございますでしょうか。

○ 荒木美幸委員

四日市の給食センターの整備事業です。

今、着々と進んでいるという印象ですけれども、184ページですね。事業スケジュールも載せていただいて、事業を進めていただけていますが、少し確認をさせていただきたいのは、まず給食センターの整備ということで、モニタリングの支援等業務委託ということで、このモニタリングについては、この内容のところの後段に、この事業の内容ですね。市が適正に行われているかというのをモニタリングしていく上で、市に対して、専門的な視点から支援をしていただくというものなのかなというイメージが湧くんですけれども、まず、どういったところに依頼をしていくのかということと、それから、何か少し具体的に、どのような指導をいただいたりとか、業務の支援をいただくのか、少しイメージが湧くような内容を教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 杉本学校教育課副参事

学校教育課、杉本でございます。

給食センターの整備事業のモニタリングでございますが、こちら、コンサルティングの

会社になりまして、株式会社長大さんのほうにお願いをしております。

具体的にどういったことを、この支援のほうはしていただくか、どういった内容かと申し上げますと、まずチェックの対象といたしましては、これまで市が公表してきました要求水準書、それから事業者の提案書、それから事業者との事業の契約書、こういった各書類に基づいて、事業が適切に確実に行われているかどうかということをチェックをしてまいります。

今申し上げました水準書であったり提案書、契約書と、これ非常に多岐に、内容のほうが多岐にわたっておりますので、それぞれにつきましての専門的な知識、それを有する業者の支援を受けたいと考えております。

ちょうど今ですと、設計建設期間、具体的には今、基本設計を行っている期間でありまして、事業者のほうと随時、設計の協議のほうを行っております。その際に、私ども給食センター、これまで経験のほうもございませんので、給食センターの整備に当たって、このコンサル、他市での事例もよく把握しておりますので、そういう他市の事例の視点なんかも入れながら、事業者と私たち市の間に入って、適宜アドバイス等をいただいているという状況でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。というと、この業者さんは、学校のこれまでの仕事に携わったことがある、経験のある事業者だという、今ご説明だったのかなと思いますが、具体的には、どういったところを、これまで関わっていらっしゃったのか、教えていただいているんですか。

○ 杉本学校教育課副参事

学校教育課、杉本です。

これまでも、他市の給食センターの事例にアドバイザー、コンサルティングで関わっている業者となっております。

同じように今回、四日市の場合、9000食の給食センターでございますが、同規模、1万食以上の給食センターのアドバイザーを行っておる業者になっております。

○ 竹野兼主委員長

その他市という部分のところで、具体的に市の名前というのはいえないものなんですか。

○ 杉本学校教育課副参事

すみません、少しだけお待ちください。ちょっと確認します。

○ 荒木美幸委員

もし、ここで頂けるなら教えていただきたい。お名前は出しちゃいけないなら、もちろん求めませんが。

○ 内村学校教育課長

私どもも業者の選定に当たっては、やはりそういった実績を重視しておりますので、そういう意味で、どういったところかというのは、こちらでもチェックしております。ちょっとお時間いただければ、ここ、この場でご報告させていただきますので、申し訳ございませんが、よろしくお願ひします。

○ 荒木美幸委員

絶対名前を教えてくださいというわけではないんですけど、もし分かればと思って、お聞きをしました。しっかりと、そういったアドバイスを受けながら進めていただきたいと思っております。

それから、2点目の受入校の準備のところ、少し確認をさせてください。何年かかけて工事と設計を、この図のように進めていただいている、令和2年は工事も6校やっていたかかなと思います。

この中で、配膳室及びエレベーターの設計業務等委託、これが、この下の図の設計の(8校)というところに当たるかと思いますが、そうですね。

一方、工事が7校なんですけれど、ここに書いてあるのが、配膳室の整備工事が笹川中と富田中しか書いていないんですけども、ここの少し数字の違いとか、私が何か勘違いしているのかも分かりませんので、教えていただければと思います。

○ 杉本学校教育課副参事

受入校整備でございますけれども、資料のほうの令和3年度の工事の7校、今回の資料

のほう、今、書かせていただいていますのが、配膳室整備工事が笹川中と富田中の2校と
なっております。

この5校の差なんですけれども、事業スケジュール、表の下の部分、米印で書かせてい
ただいているところになりますけれども、令和3年度、当初予算への計上を予定していた
7校のうち、桜、三滝、中部、楠、西朝明、この5校の配膳室の整備工事につきましては、
国の補助金の交付決定が前倒しでございました。そのため、この5校分につきましては、
令和2年度の2月補正の予算に計上させていただきまして、令和3年度へ繰り越して実施
をさせていただきたいと考えております。

そのため、令和3年度当初予算につきましては、2校分ということになってございます。

○ 荒木美幸委員

分かりました。すみません。ここの部分、ちょっと見落としておりまして、分かりまし
た。よく分かりました。ありがとうございます。

それで、二つ、お願いがありまして、今この工事も進めていただいておりますし、あと
大規模改修ということで、少しずつですけれども学校をきれいにしていただいておりますが、
やはり、まだまだ現場に行くと、すごく新しく立派な学校もあれば、本当に子供たち大変
やなと思うぐらい古い校舎もある中で、こういった中で、この給食の受入れの工事をし
ていただいておりますので、大規模改修のタイミングが、もう既に決定されていて、近々ある
というような場合は、やはり手戻り工事にならないようにしていただきたいですし、逆に、
大規模改修がまだちょっと、大分先だなというようなところは、多少、附帯工事でも直
してあげることができる部分のものがあれば、ぜひそこは、子供たちの教育環境というこ
とで、限られた予算の中ではありますけれども、手当をしていただければなというふう
に思います。

以上、2点お願いですが、よろしくお願いたします。

○ 竹野兼主委員長

今、指摘された部分のところについて、そういう大規模改修等の部分のところ、その
ところについて、どんな状況なのかというのは、答えられたら答えてもらえますか。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課の広瀬でございます。

ご意見いただきましたように、例えば朝明中学校なんかは大規模改修、今させていただいております。その中で、エレベーターの整備も、一緒に発注をして行っておりましたが、コロナの関係で、ちょっと年度を遅らせてもらおうというような形で、まとめてできる場合は、議員おっしゃるように、まとめて整備をさせていただいておりますが、やはり大規模改修の計画がずっと、この総合計画の10年間の計画の中で、整備をさせていただく学校については、このエレベーターの整備と一致する年度があれば、そのようにご一緒にさせていただきますし、そうでない場合は、おっしゃっていただいたとおりですね、ただ、範囲がどこまでかというのは、やはりその学校学校によって変わってくると思うんですが、できるだけ、その整備に合わせて、何か改善できるところはないかというのは、エレベーター、あるいは受入れの教室の整備に合わせて、ちょこっと、ここだけはやっておいたらんとあかんかなというようなところを、当然、現場を見て対応できれば、一緒にやっていきたいなとは思っております。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 平野貴之委員

同じ給食センターのところで、185ページにセンターのイメージ図があるんですが、この給食センターには、たしか2階は新しい農業の製品を開発するようなスペースもできるということなので、よりクリエイティブな空間にさせていただくために、施設内には緑をちりばめたグリーンインフラを取り入れていっていただきたいなと思うんですが、どうですか。

○ 内村学校教育課長

給食センター、現段階で設計の段階ではございますが、緑地に関しましては、周辺には民家もございますので、敷地の周辺に緑地帯を設ける計画ではございますが、施設内等においては、特段そういった緑地帯を設けたり、緑地のそういった計画はございません。

○ 平野貴之委員

グリーンインフラって、例えば屋上緑化とか、壁面緑化とか、プランターを並べたりとか、いろんな方法があって、設計がたとえ終わっている段階でも、後でできるようなこともあるので、より周辺に明るい気持ちを与えるような空間で、それをお願いしたいと思います。

○ 内村学校教育課長

平野委員の趣旨は十分理解できるものではあるんですが、何せ給食センターという関係上、そういった植物、植生を建物の極めて周辺に配置するというのは、安全管理上ちょっと課題もあるというふうに判断しております。

また屋上施設につきましては、これダクト類ですね。特に脱臭に関わるようなダクト類がかなり面積を取る予定になっておりますので、当面、現在のところでは、そういった緑地についての計画はございません。

○ 平野貴之委員

安全管理は最優先にさせていただいて、また安全管理の支障のないようなグリーンインフラも私も提案していきたいと思いますので、またそのときはよろしくお願いします。

次の、ほかのところ、いいですか。

○ 竹野兼主委員長

はい。次の項目。

○ 平野貴之委員

181ページの高花平小学校改築整備事業費なんですが、ここの2番の内容の(1)のところ、給食受入れスペースということで、なかよし給食継続ということになっていると思うんですが、その中で今回、一般質問も、これについて、されていて、その答弁の中で、なかよし給食を継続することについては、関係小学校の保護者の誤解のないように説明していくというような答弁いただいていると思うんですが、どのような方法で、そうやって説明していくかを、ちょっと教えていただいているいいですか。

○ 内村学校教育課長

なかよし給食につきましては、現在、高花平小学校におきましては、小山田小学校で作った給食を高花平小学校に運ぶというような形式を取っております。

これにつきましては、導入時から、保護者には一定の説明を行ってまいりました。特に現状、それについてPTAの役員の方に学校を通じてお聞きした中では、特段、不満はないというようなご意見は伺っているんですが、ただ、こういった状況といいますかね、こういった方式を取っているということに関しては、やはり改めて年次年次、保護者に伝えていく必要はあるというふうに考えますので、今後も、その周知の部分は丁寧に行ってまいりたいというふうに思いますし、それから公平性が担保されないようなことはないように、食育の問題、それから給食の搬入、安全な給食の提供というところで、きっちり公平性を担保してまいりたいというふうに考えております。

○ 竹野兼主委員長

他に質疑ございますか。

他にご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、先ほどお話しさせていただきました提言シートの当初予算への反映状況について議題とさせていただきたいと思いますが、この部分のところについては、23ページ。提言シートは、09、2月定例月議会、05、教育民生常任委員会、212の当初予算資料、教育委員会の23ページ、文化財関連事業についてになります。

この部分のところにつきまして、反映状況についてのご意見、ご質疑ある方は、ご発言をお願いいたします。

事業名は文化財関連事業について。補助金制度をはじめとした文化財関連事業は、文化振興課、観光交流課、社会教育・文化財課など複数の部署にまたがり設けられている。煩雑さを軽減するため、各課では、補助金一覧表を用いた統一的な案内を実施しているという事業内容で、提言につきましては、地域に根差した伝統文化が、教育、観光、地域活動における重要な資産として、十分に活用されるよう、複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、市民にとって、より分かりやすく、使いやすいリニューアルを検討すべきであるという提言があります。その部分のところについて、その他、社会教育・文化財課のほうの意見がありまして、最終的に委員の皆様から、この部分のところについては廃止、縮小、拡大、新規事業の実施、その他という部分のところで意見をいただきたいというふ

うなことでありますので、よろしく申し上げます。

○ 川村幸康委員

これ、市長部局に統合を念頭に組織の見直しについて検討を進めているというのは理事者からの答弁で、そうやってなっとんの。

○ 伊藤社会教育・文化財課長

そのとおりでございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、今の既存の部局はもうなしということ。

○ 伊藤社会教育・文化財課長

先ほどから地域計画のことを申し上げておりますように、文化財をまちづくりの一環として考えていくに当たって、やはりまちづくりに実際に携わっている市民文化部と一緒に、文化振興課と一緒にしたほうがいいのではないかと私たちが考えているところではございます。

ただ、この全体的な全庁的な組織の見直しということもあるかと思っておりますので、今のほうからどうこうは、ちょっと申し上げにくいです。

○ 川村幸康委員

そうすると、それで、当初予算への反映というのは、どういう形になった。まだ組織は見直されていないで、ばらばらになったということ。

○ 伊藤社会教育・文化財課長

申し訳ございません。令和3年度はこのままでございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、さっきの話に戻ってしまうと申し訳ないけども、議案として提出すると、幾つかシミュレーションはあるのやけど、今回の場合でも。極端な話やったら否決という

のもあるのやけど、一番、これ議会でも判断しにくいのは、今までの背景もあると、出は量ってロックしたよな。

さっきも田中君と言うておったけど、これだけ100m道路を造りますよという話じゃない、これな、今の議案は。都市整備部なんかでは、国が財源、補正つかんと、ここつきませんでしたといったら、道路は50mになる場合あるのやわな、整備が。

だから、極端な話、出を量っておいて、入りが来やんだら、その分減額されて、道路も50mしかできやんというのと一緒で、これは、どの予算の考え方もそうなんやけど、これだけのもの造りますよ、耐震もして、これだけのもの造りますよという出は100で量っておいて、クラウドファンディングにしろ何しろ、入りのところがない分は、それ削るのかという話にならん話か、なる話かというところなんや、議案ってな。そこが非常に。

他部署やったら、それ、もうシンプルなんさ。出を出しておいても、入りは歳入で財政のほうでやっておるところで、つかんだら、それはもうなしですよ。はっきり言うと、そんなやわ。

そうすると、文化財でも、これ提言していて、まとまらんだで、今ばらばらにやっておるといけど、ここの今の教育のところの文化財、社会教育・文化財課でやっておるとすると、クラウドファンディングはこれだけ集まりませんでしたよ。そうしたら、それはもうその分、80mにしましょうか、50mにしましょうかという話やもんでな。それが私らに今、問われとるもんで。

本当にこれ、たまたまこれって、よう見たら、文化財関連事業になってくるんやけど、よくよくこれは考えやんとさ。議案にもならんなと思って、これ今ずっと見ておった、これ見ておっても。

市長部局に持っていくなら市長部局で持って行って、予算どうやってして、どうやるんやという話やろうし、いろんなところでな。前回の議会からの引継ぎでいくとね。

そこが、やっぱり大事な考え方。

○ 竹野兼主委員長

考え方については、もう何度も、川村委員が指摘されているような形で、少し問題という状況かな。

○ 川村幸康委員

委員長な、それ認識が甘いと、委員長も責任取らなならんよ、そういう物の言いすると。

要は、私が言うておるのは、入りと出というのは物すごく大事なことですよと。議会のルールでいくと、出を量っておいて、これだけ出ていきますよと言うておいて、入りがなかったらどうするのやという話は、しておかなあかん話さ。そやろ。

それ、考え方は分かったという話になるんなら、もう俺、何も話せえへんわ。一番重要なポイントやに。議案というのはそういうもんやで。だから議決も重いんやし、委員会審査というのも重いんやに。

だから、そういう認識があって言うてもうとると思えやんでさ、その物の言いは。俺、ちょっと退席させてもらおうわ、そんなんやったら。話にならんわ、しゃべっておつても。

こんなもん、議案になつたらんで、普通なら市長、謝りに来て撤回やで。そこまでは言わへんけど。それに近いこと言うたけどね。

こんな、議会がチェックをして、上程してきたら、それはもう、云々かんぬんではない話を俺は言うておるつもりでおるのや。

もっと大事なんは、みんな委員会で、議員それぞれが、きちっとそれは認識して、きちっとやっていかんと。1票を得て、みんな通ってきておるわけやろ、委員会に。その中で大事な話をしておるのをな、上程されたら最終的には認めていこうという話は別に悪いとか、ええとかいう話と違うんさ。

民主的な議論ができやんのでは意味ないやんか。俺の言うておることの意味は全然理解せんと、そうやってやっていこうとするなら、それでも構わへんよ。

けど、どう見たっておかしいもんで。クラウドファンディングで入りを量るということを言うておったんやで。そうしたら、やっぱりそれは、それなりのことはきちっと出してこんとあかんし、ほかの委員会のところなら、国から歳入が入ってこんだら、それはもう工事できませんねという話で終わっていくんやで。

そういう一番大事なことを追求しとんのにさ、それは一議員の考え方ですなつてさ、考え方や多数決諮る以前の問題。この間と一緒にやで、委員長これは。請願のときの話と。それ以前の問題を言うておるわけやで。議案になっていないもんで言うんやで。普通なら議案になつたらなあかんのやで。

だから、整った議案で、私らは審査しておるわけやで。

だから、そうしたらさ、ほかの市民がこれ聞いたときにやで、出は、もうこれだけ決まったんですわと。入っていくかどうかは、まだちょっと、書いてみただけで、よう分から

んのですわと。それで議会通したんかねと言われたら、それこそ、あんたら仕事しとんのかなという話やで。

○ 竹野兼主委員長

今いろいろとお話はいただいて、もう当然、いろんなお話をいただきました。ただ、そのクラウドファンディングのところについても、指摘されたところはもう、もっともな話に対して、理事者側としては、こういう状況の部分のところという答弁をしております。その部分のところを含めると、答弁に対して、委員会としてどのような形で結論をつけるのかなというふうに考えざるを得ないのかなというふうに、私、委員長としては、そういうふうに思いました。決して川村委員の部分のところをないがしろにしたという意味では思っておりません。

今、委員がもう本当に真剣にお話ししていた部分のところについて、理事者側もしっかりとした、その部分のところについて答弁をしてもらっていると思っているので、今の話をさせていただいたところです。決して、ないがしろにしたというふうに自分自身は思っておりません。

○ 川村幸康委員

いや、ないがしろじゃなくて、委員長ね。

要は、認識が甘いと、俺らまで甘なっていったらあかんよということ言うておるわけや。やっぱり認識が甘かったということは認めたんや。それはもうそれ以上、こっちも追求はせえへん。

それに対して、逆にチェックする委員会側がな、いやいや、認識甘なってもしゃあないねでいく話ではないよというのや、議会は。そこを言うておるわけや。

だから、こんなもの載せてしまいましたと言うたら、前なら、もうみんなが怒った話や。誰も怒らんやん。どういう認識しておるのか、よう分からんでき。もう少し、やっぱり自分らは自分らのところのあれで、議会をどうしようかってするのであればな、きちっとそこらを認識持って。

やっぱり言いたないけども、言わなあかんことはきちっと言って、その上で襟正してもうて、やっぱり厳しさをきちっと持ってもらわんと、このままずるずる行くんやったら、どんな審査しておっても一緒やもん。

そこが大事やよ。だから、委員長として仕切ってもらって進めていってもらわなければならない、やっぱりそういうところの考え方を持って仕切ってほしいということやさ。

○ 竹野兼主委員長

なかなか、申し訳ありませんが、意に沿わなかったというふうな指摘をされている部分のところについては、委員長の力量の足りなさという部分のところでは申し訳ないと思っておりますが、今お話しさせていただいたように、指摘された部分のところについての理事者の答弁は、多分あの形以上のものは変わらないのかなと思っておりますし、ほかの委員の皆さんにおかれましても、川村委員が言われている部分のところについて、もし何かあれば、委員会のところでも、これからはしっかりと審査をしていくためにも、委員会の委員として、委員長としてお願いをする以外、ちょっとないのかなと思っておりますので、その部分のところについて、そうしたら、どの形が結論かというところ、なかなか結論出せるものではないと思います。そんな部分のところについて、今は、申し訳ありませんが、質疑は終結して、この提言チェックシートの部分のところについての話を。

それは関連という部分のところなので、この指摘を今されているところだと思いますが、最終的に、ちょっと私もまだ、こういう形になって提言チェックシートの部分のところについては委員会、去年どういう形でやったのかというところ、こちらのほうでは分からないところもあります。2年目で反映状況を、この委員会として、どの形にするのかというのを確認して、報告をする義務がありますので、ここの部分のところについて、改めて、この提言チェックシートの部分のところについてのお話をいただけたらなというふうに思いますが。

要するに、この状況でいうと、今年度、金額が大きくなったので、拡大というような形になるんですかね。委員の皆さん、いかがですか。

事務局。

○ 渡邊議会事務局主事

すみません、事務局の渡邊ですけれども、ちょっとこの提言チェックシートの取扱いを簡単に整理させていただきますと、まず、この提言チェックシートの一番上に提言というのがございまして、文化財関連事業の見直しというところがございます。

要は、趣旨としては、市民にとって、より分かりやすい、使いやすいリニューアルを検

討すべきであるという提言が出されている。それに対して理事者のほうから、下の段の当初予算への反映状況というのが書かれておるので、これをもって、要は、その当初予算への反映があるのかどうかというのは議論していただくというのが基本的な流れになるということでございます。

○ 川村幸康委員

質疑終結したどうのこうの以前の問題のことを私は言うておったということは理解しておいていただきたいのと、進め方で。

もう一つは、一遍休憩取ってさ、教育委員会と詰めてくれたらどう。

俺は別に何も、これ否決しようとかいうんやないけど、これ通らへんよ、まともに主張していったら。誰も、よう賛成せえへんよ。入りが無い議案って、今まで議会、認めたことないんやもん。きちっとそれは、やっぱり出してこんと。

だけど、やっぱりそれは、書いてあるのやったら、書いてあることだけはきちっと守ってきてくれやんと。期間と、どれぐらいの目標金額かぐらいは、やっぱりせめて、きちっと出してくるべきやわ。

それで工事費を抑えるて書いてあるのやで、それはやっぱり大事なことなんや。そうしたら、それによって出も量られるわけやで。

だから、そこはやっぱり、きちっと書いてくるべきやわ。そこをずっと言っておんのにさ。そうしたら、そういう委員会の進め方もあるやろなと俺は思うておるんやに。

○ 竹野兼主委員長

分かりました。ちょっと今、休憩の提案もありましたので、1時間たっておりますので、40分再開ということによろしいでしょうか。

14 : 22 休憩

14 : 40 再開

○ 竹野兼主委員長

時間が参りましたので再開をさせていただきます。

すみません、川村委員のほうからの指摘のところ、委員会の運営、手間取ってしましまして誠に申し訳ありません。

まずは、今、申し訳ありません、さっきの議案第70号の予算という部分のところとは別に、今、提言チェックシートの部分のところに移っておりますので、ここを片づけてから改めて、今指摘されている部分のところについて進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回、この提言チェックシートについてのご意見という部分のところについて、改めて意見を求めたいと思います。

何かございますでしょうか。

○ 荒木美幸委員

すみません、ここの1ページ目の、先ほど川村委員が指摘をされた、その3課共通の一番最後の後段の2行ですね。一番最後の文化財関連事業の見直しについては、現在の文化振興課と社会教育・文化財課を市長部局において統合することを念頭に、組織の見直しについての検討を進めているということで、これについて川村委員から今、課長に質問があったかと思えます。

課長の先ほどのお答えの中には、そういう方向で進めており、令和3年度も引き続き、その方向での協議が継続をされていくというような感じかなと思いますが、といて、具体的に予算を見ると、ユネスコのこの文化財の事業にしても、また地域の文化遺産の保存、この事業にしても、具体的な事業を挙げていただいています、これ拡充をしているわけではありませぬので、まずは、その組織をきちっと見直しをした上で、こういったものの事業をどう拡充していくのかという議論が進んでいくのかなと思いますので。現時点では拡大をしたわけではありませぬので、その他の整理で、引き続き、その調整をしていただくということでいいのかなと思いますが、どうでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

今、荒木委員のほうから、今の状況を鑑みると、その他事業手法、新しいものが出てはいないので、今後とも継続という意味合いを含めて、その他という提案がなされましたが、他の委員の皆さんにおかれましては、いかがでしょうか。

○ 石川善己委員

私も荒木委員と同意見でございます。市長部局へ統合ということで進めていますということを書いてあるんですけども、経過はやっぱりね、もう少し細かく書いてもらいたい。いつまでに決着をつけるとか、その辺がないので、非常に分かりづらい。永遠にこのまま書かれても困るので、一応、結論を出すめど、いついつ、何年度をめどにとか、その辺は記述をしていただきたいなという意見を申し上げた上で、反映状況としては、やっぱりその他かなというところ。

これ、前年度の決算で出た提言で、1年以上検討されておるわけですよ。そこはちゃんと踏まえていただいて、まず、ある程度期限を切って、ここまでにはきちんと答えを示しますということは盛り込んでいただいた上で、その他事項というところで、いいのではないかなというところの意見を申し上げたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

他にご意見、ご質疑ございましたら。

○ 川村幸康委員

最近出たあれで、シティプロモーションのところも含まって、観光交流課も入って、三つやるんやろうけど、現状の今やっておる仕事がどんだけど、どんなことをやっておのか。それを市長部局に統合していくように図っていますというのであれば、やっぱりそれは効果があったり効率的であるかということの観点なんやろうなと思うと、その3課の仕事と、まとめていくとどういう方向性が生まれてくるかということだけはきちっと、やっぱりして、市長部局に行くんなら、それでええし、それができやんというのもあるで。無理にやって、おかしくなっても困るで、そこのポイントは、やっぱり押さえて。

さっき、前段に言うておるように、文化財を残す残さんも含めた判断というのは、本当に市長判断ぐらい難しいところあるんやわ。だから、それはやっぱり、逆に言うと、入りも量りながら出も量るということにならんとあかんということの習慣はつけやんと、特に、うまくいかんのかなと思う。

これからますますコロナでちょっと税収もえらなってくると、文化財の保護というのは非常に壁際というか、窓際というか、端に追いやられる可能性が高くなって、そのときにどういうものを残すかという考え方も、政治判断も含めて出てくるのかなとは思って、そ

ういうことをきちっと考えてやってください。

○ 竹野兼主委員長

判断としては、その他でよろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 竹野兼主委員長

他に、よろしいでしょうか。

中村委員、よろしいか。

○ 中村久雄委員

どう見ても、そのまま検討を進めていくというだけですから、その辺の精査もしていただいて、あまり本当に無駄、無理がないようにしていただきたいというので、今回の判断は事業実施手法の見直しの継続という形に整理すべきだと考えます。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

その他という項目でよろしいですか。

他に、よろしいでしょうか。

当分科会として、この反映状況については、委員の皆様から、その他という形で意見をいただきました。この提言チェックシートの部分のところにつきましては、この教育民生常任委員会としては、その他として整理させていただくことでご了解をいただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、報告として、その他として報告をいたしますので、よろしくお願ひいたしま

す。

これにて質疑を終結したいと思います。先ほどもいろいろとお話をいただいております。そんな中で討論、それから採決のほうには進みたいと思いますが、川村委員のほうからは、予算について全くノーというわけではないけれど問題があるという指摘を受けております。

ただ、委員会の運営上、まず討論をさせていただきまして、その後に、全体会を送るか否かという部分のところで、採決を諮っていきたいというような状況を、これまでに行っております。

そういう意味合いを含めると、その部分のところで、委員の皆さんからご判断いただきまして、討論を行っていただきたいと思います。

まずは討論をお願いいたします。

○ 川村幸康委員

討論もあるのやけど、討論というよりも、手続的にいいのかという話をしておるわけやで、私は、討論の前の。そこの措置で休憩取ってもろうたと思うておるで。そこの説明、もし委員長がせんのやったら、事務局か誰かがきちっと。

○ 竹野兼主委員長

そうですね。

○ 川村幸康委員

みんなが理解をしておらんと、それを。

○ 竹野兼主委員長

分かりました。ありがとうございます。

今、川村委員のほうから、ちょっとすみません、どういう形でという、今、意見いただいたように、少し先ほど川村委員からの指摘された部分のところについて、事務局で、どういう意味合いだったのかというのを説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 田中議会事務局議事係長

事務局、田中でございます。

そうしたら、先ほどの旧四郷村役場の耐震補強・修理工事についての論点の整理だけさせていただきますと思いますので、少しお時間いただきたいと思います。

旧四郷村役場の耐震補強・修理工事につきましては、令和3年度から令和4年ということで、3億4000万円程度の経費が、今年度の当初予算、そして令和3年度から令和4年度の債務負担行為ということで上げられてございます。

予算としては、令和3年度につきましては、市単の一般財源という形で上げられておまして、予算が提出されております。

この中で、先ほど教育委員会さんのほうから、追加資料の中で、ガバメントクラウドファンディングの手法を使って、一部その資金を工事費に充当するというような説明がございました。

内容的には、一般財源の中身ということでお聞きしておりますので、予算の金額自体は変わらないんですけども、ただし、今現時点の、例えば市民負担が100%の状態では100とすると、100の状態では予算が提案されておるんですけども、今後クラウドファンディングを使うことによって、それが9割で済むかもしれないし、8割で済むかもしれないし、7割で済むかも分からない。

この中の考え方が、今、整理された状況で説明がされていない、整理がされていない状況で議案が提出されているということに対して、川村委員のほうからは、内容としてどうなのだという疑義をいただいたかと思います。

今後、予算を審査するに当たって、いわゆる今後のクラウドファンディングの不確定というか、不透明な部分、この辺をどう取り扱っていくか。このまま予算を通していいのか、何かしらのチェックを今後かけていくことも含めて検討していくかどうか。ここはちょっと、また議員の皆様が委員間討議にもなってこようかと思いますが、もしこの事案を、例えば附帯決議とかということであると、当然、全体会審査事項になりますので、先ほど委員長がおっしゃっていただいたように、採決の後、またその辺をご議論いただきたいと思います。

論点としては、端的に申しますと、このようなことであろうかと思いますが、失礼いたしました。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

○ 川村幸康委員

まさに加えてな、そうなると、議案として出してくるのに十分か不十分かという、不十分なんや。今までの議案で、そこがどうなるか分からんけど、出だけ決まっておるよという話は不十分やと私は思うし、今までないんさ。

本来ならば、例えば、どれだけの期間で、どの期間、1000万円取ります、2000万円取りますという、それはクラウドファンディングという趣旨も理解しながら、それなら1000万円は、そういうことでいくんだねということが残って、そして出はこれだけなんですよということで初めてできるわけやで。

例えば、それ自分のお金で家を建てるときにね、500万円で家建てるわというたときに、いやいや、寄附もあれも募るで貸してくれさといって貸してくれるかどうかという話やで。それ議会でもしチェックするんやったら、そこはきちっとチェックして、そのこのところの話は。

だから私は、できたらな、予算常任委員会全体会までに、せめてクラウドファンディングの額ぐらいは。これ助け船出すんやでき。それと手法な。よそやとネーミングライツや、いろんなことしておるやん。看板つけて、看板料取ってみたりさ、いろんなこと、関連するところに頼みに行くというて。

それで、例えば100%を、今、市税、市民に持ってくれと言うておるのが、80%になるのか、90%になるのか分からんけど、そういったものをやっぱり示して、そして議会には諮るべきかなと。やっぱりそれは必要なことかなと思うもんで。

研究すると言われると、今のところ出だけ決められて。極端なこと、ようけ集まったら、それは逆に入りを入れてもらえるわけやでき。

そこは、やっぱりきちっと、そういうものを議会の会期中までに、私は出してきてほしいなというふうに思っています。

○ 竹野兼主委員長

今、川村委員のほうから、そういう助け船という形での提案的なもの。今の部分のところについては、それが、行政側、理事者から、この予算常任委員会全体会のところまでに、

例えば、これぐらいの状況なんですよというものが出せるのであれば、それを考慮して、今から討論、採決の部分のところで、川村委員のほうからは、前へ進めるのはやぶさかではないというような形での意見をいただいたと思っておりますが、この部分のところについては、理事者側も、その数字が出せるのかどうかという部分のところに今、かかっているとします。

そこの部分のところで約束ができなければ、普通に当然、委員の立場として、反対の部分のところの討論も。

○ 川村幸康委員

そこは全然、委員長と認識違う。

○ 竹野兼主委員長

違うの。

○ 川村幸康委員

うん、違う。反対とかどうという話じゃなくて。

○ 竹野兼主委員長

賛成と言われておるもんね。

○ 川村幸康委員

違う。賛成とか反対とかいう以前の問題で、そこはきちっと出して、議案として、成案として出してこんとあかんよということを言うておるだけやで。

それがなかったら、それこそ全然おかしくなる。議会でそれが一丁目一番地やで、入りを量って出やで。

○ 竹野兼主委員長

分かりました。すみません、今そこのところで、改めて、もうきちっと確認させてもらいましたけど、暫時休憩します。休憩させていただいて、理事者と話をさせていただいて、確認が取れてから、また委員の皆様のところには呼びに行かせていただきますので、暫時

休憩とさせていただきます。

14 : 54 休憩

15 : 12 再開

○ 竹野兼主委員長

委員会、再開いたします。

伊藤昌志委員から発言を求められておりますので。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。なかなか勉強不足ですみません。川村委員のお話を聞いて、ようやく腹が落ちました。すみません。

今の話でいくと、過去の事例でいくと、2018年、2年度前に和歌山市で、動物愛護のセンター造るためのクラウドファンディングを2790万円集めたというのがあって、それが翌年、議会の中で指摘されて、ほかのことに、印刷製本費とか、ほかごとに使っていたということで、一旦、全額使ってしまったという話があって、また議会の中で、また追求したら、いや実は使っていなかったと。半分残っているというようなことで予算の変更を出してきたというのが、そのクラウドファンディングをした翌年度に議会で上がったということで、予算管理がやっぱりきちっとできないのかなと思います。

そういう意味では、議会としては事前に、やはりその目標額、変更するんでしょうけども、把握しておく必要性はあるのかなと、ここまでの話を聞いて思いました。意見です。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございました。これをもちまして質疑を終結します。

討論に入りたいと思いますが、そのときに意見をいただきたいと思います。

討論のある方については、よろしくお願ひしますが、いかがでしょうか。

○ 石川善己委員

すみません、討論に入る前に、市指定文化財旧四郷村役場の保存整備、活用事業について

て、委員会で求める資料が完備されていないというところもあって判断をしかねるというところのご意見もあります。

もし、全委員がご同意いただけるのであれば、この部分に関しては、採決を採らずに全体会へ上げるというところで、ここを除いた部分で採決を諮っていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

石川委員からご意見をいただきました。

先ほどお話しいただいたように、分科会で採決をしないことと決するためには、申合せにより、分科会の総意が必要であります。

それで、委員の皆さんに今、提案された部分のところでお諮りをしたいと思いますが、議案第70号令和3年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第10款教育費のうち、第5項社会教育費（関係部分）及び第2条債務負担行為（関係部分）については、当分科会として、そのうちの旧四郷村役場の耐震補強・修理工事に係る部分のみ、全体会の審査に送ることとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 竹野兼主委員長

異議なしと認め、議案第70号令和3年度四日市市一般会計予算のうち、旧四郷村役場の耐震補強・修理工事に係る部分のところにつきましては、全体会に送ることと決しました。

それでは、それ以外の部分のところについて、お諮りをさせていただきたいと思います。それ以外の部分のところについて、討論ございますでしょうか。

○ 川村幸康委員

奨学金のところ、枠は柔軟に対応はしていただけるというようなやり取りはあったんだけど、私の考え方は、当初から枠を設けずにやるべきかなという思いもあるので、できれば50名という枠は取っ払って、もしそういったことで、必要とするのに規定に当てはまる方があるならば、それは全ての方を対象にさせていただきたいなというふうに思っています。

理由は、全体でも200人ぐらいしか、多分そういう形で奨学金をもらえる人がいない中で、全体の費用額見ると、そんなに膨らむものでもないのかなと思うので、その辺は、そういう考え方を持って奨学金の制度をするべきかなと思うと。

○ 竹野兼主委員長

今の部分のところについては、反対という表明。

○ 川村幸康委員

枠に反対なのよ。50人というな。

○ 竹野兼主委員長

そうすると、この予算の部分のところについての反対という意味合いで確認させていただいてよろしいでしょうか。

それではその部分のところについては、考え方が違うので、少し反対をしたいという意向でお話をいただきましたので、まず反対の表明がありました。

これにつきましては、議案第70号令和3年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第10款教育費のうち、教育総務費の魅力ある奨学金制度の創設事業につきまして、挙手採決を行います。

この項目について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 竹野兼主委員長

賛成多数ということで、議案第70号令和3年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）の奨学金制度の創設事業につきましては可決されました。

[以上の経過により、議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）の魅力ある奨学金制度の創設事業について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、続きまして、予算常任委員会教育民生分科会、議案第70号令和3年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費（関係部分）、第5項社会教育費（関係部分）、第2条債務負担行為（関係部分）で、先ほどの魅力ある奨学金制度の創設事業及び旧四郷村役場の耐震補強・修理工事に係る部分を除いた部分に対しての採決を行います。

この件につきまして、可決すべきとすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○ 竹野兼主委員長

それでは原案のとおり、本件は可決すべきことと決しました。

また、全体会審査のところについては、先ほどの部分を送らせていただくことをお願いいたします。

そして提言シートにつきましては、その他という項目で決定しましたので、ご了解をいただきたいと思います。

[以上の経過により、議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）（魅力ある奨学金制度の創設事業及び旧四郷村役場の耐震補強・修理工事に係る部分を除く）、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費（関係部分）、第5項社会教育費（関係部分）、第2条債務負担行為（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、理事者の一部入替えを行いますので、よろしく申し上げます。

準備できましたでしょうか。

議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第5項 社会教育費（関係部分）

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 竹野兼主委員長

できたようですので、続いて議案第123号令和2年度四日市市一般会計補正予算、教育委員会所管部分について審査を行います。

本件は、追加上程議案でありますので、資料の説明を求めます。

○ 長谷川教育総務課長

教育総務課、長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

では、追加補正予算のファイルの場所を申し上げます。09、2月定例会議会、05、教育民生常任委員会の226、補正予算資料（教育委員会）をよろしくお願いいたします。

資料4ページから表が上がっておりますが、8ページ以降が、その表に基づく個別事業調書となっておりますので、8ページ以降、順番に各課長のほうからご説明をさせていただきます。

まず、33分の8をお願いいたします。教育総務課の一般職給（退職手当）につきまして、退職内容変動について、予定者数は変更なしなんですが、当初見込みと比べて金額が下回りましたので、550万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

事務局管理運営費のうち、正規職員等の欠員代替等を配置するための予算につきまして、任用人数が当初の見込みを下回りましたので、1310万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

小学校一般管理運営費のうち、パート調理員及び正規の調理員の欠員代替を配置するための予算につきまして、パート調理員の欠員、それから学校の臨時休業に伴いまして勤務日数の減少によりまして、2110万円の減額補正をお願いするものです。

続きまして、11ページをよろしく願いをいたします。

国3次補正の学校教育活動継続支援経費でございます。担当は学校教育課ですが、取りまとめを教育総務課で行いましたので、私のほうから説明をさせていただきます。

国の2次補正に基づく本市の8月補正第5号の学校教育活動再開支援経費に引き続きまして、小中学校の感染症対策に係る経費、夏休みの研修機会を逸した教職員の研修に必要な経費等につきまして、校長の判断で迅速かつ柔軟に執行するための国3次補正を財源とした事業となっております。

内容につきまして、まず(3)にも例を挙げてございますが、まず消耗品といたしまして、消毒液や教職員の研修用の書籍等、また備品としまして、児童生徒の健診に必要な器具の滅菌器等、また日常、教職員や業務アシスタントが行っている教室やトイレなどの消毒作業を業者委託するための費用も計上しております。

学校の規模に応じまして、それぞれ小学校4480万円、中学校2520万円、合計7000万円をお願いするものです。

財源としまして、2分の1が国庫から支出されます。

また、なお、国の第3次補正予算に伴い実施するものでありまして、併せて同額を繰越明許費として計上して、令和3年度に執行させていただきたいと考えております。

説明は以上です。

○ 内村学校教育課長

学校教育課でございます。よろしく願いいたします。

33分の12ページからでございます。

まず、中学校給食に関わります受入校その他施設整備費ということでございます。先ほど当初予算の中でも出てまいりましたが、記載の5校、該当の5校につきまして、令和3年度に実施する工事を令和2年度に前倒しし予算計上するとともに、繰越明許費ということで計上させていただいております。

また、当初予算で計上した工事費につきまして入札差金が生じたので、併せて減額補正を行わせていただいております。

補正額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、33分の13ページ、学校教育アシスト事業でございます。

こちらは、小中学校のそれぞれ学級の児童生徒数が多い学級に対して非常勤講師を配置し、きめ細かな学習指導を図るものでございます。

非常勤講師の配置数が当初の見込み数を下回りました。これは人材確保が困難な状況にあるということが主たる原因でございます。この中で見込みが下回ったため、減額補正を行うものでございます。

補正額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。少人数学級拡充事業費でございます。

こちらは、小学校1年生、中学校1年生に対して30人を超える学級に対して、30人以下学級編制を行うものでございます。

こちらにつきましては、予算要求時から児童生徒数の変動が当然ございますので、それに伴いまして、当初予定した学級数を下回る結果となりました。それに伴い講師の配置数も併せて減少するため、減額補正するものでございます。

補正額は記載のとおりでございます。

15ページです。一般管理運営費、小中学校ですが、こちらは、コロナウイルスの感染症の影響で水泳授業を中止したため、上下水道料が減少したこと及び電気料金が当初の見込みを下回ったことからの減額補正を行うものでございます。

金額につきましては記載のとおりでございます。

33分の16ページですが、学校臨時休業対策費です。

こちらは、4月から5月にかけて学校の臨時休業を行ったわけですが、それに伴い給食を中止することとなりました。学校給食の関係事業者に対する支援でございます。

内容的には、(1) 学校給食費返還等事業費、これは、臨時休業により給食の実施回数が減ることにより補償を行うわけですが、結果的に、長期休暇等の期間に給食を実施し、それによって給食を行わない日が減少しましたので、それに伴い減額補正を行うものでございます。

(2) 学校臨時休業対策費補助金、こちらは、それぞれ事業者さんが給食事業を再開するに当たっての費用、あるいは感染防止に関わる対策を行うための事業ということでございます。それぞれ事業者さんから補助金の申請をしていただくわけですが、それが当初の見込みを下回ったため、減額補正するものでございます。

補正額につきましては記載のとおりでございます。

33分の17ページですが、要保護準要保護児童就学援助費でございます。

こちらは、いわゆる学校教育課が扱う就学援助ということになります。こちらにつきましては、小学校のみ、認定者数が当初の見込みを下回ったため、減額補正を行うものでございます。

補正額については記載のとおりでございます。

33分の18でございます。給食センター整備事業費でございます。

こちらは、先ほど当初予算でもありましたが、設計・建築のモニタリングの委託、業務委託におきまして入札差金が生じたため、減額補正を行います。

私からは以上でございます。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課長、広瀬でございます。どうぞよろしく申し上げます。

私のほうから33分の19ページ、国の3次補正による、その他施設整備費の補正をお願いいたします。

本事業は、公共下水道への接続が可能となった学校で、公共下水道接続を行い、不要となる浄化槽を災害用の便槽として使用できるよう整備するものでございます。

今回の補正は、国の3次補正予算に伴い、令和3年度に予定していた八郷小学校災害用便槽整備工事を、令和2年度に前倒しして計上するとともに、併せて同額の明許繰越を計上するものでございます。

補正額、明許繰越額は記載のとおりでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。大矢知興譲小学校増築整備事業費でございます。

本事業は、令和4年度以降の教室不足に対応するために校舎増築を行うものでございます。

今回の補正は、工事の入札差金が生じたこと及び設計内容の見直しを行ったことから減額補正をお願いするものでございます。

補正額は記載のとおりでございます。

続きまして、33分の21ページをお願いいたします。高花平小学校改築整備事業費でございます。

本事業は、ベランダを屋外廊下として利用しなければならない校舎で、バリアフリー化ができないなど、様々な課題を抱えているため、改築をもって課題解消を行うものでございます。

今回の補正は、現在進めております設計業務委託の入札差金が生じたため、減額補正をお願いするものでございます。

補正額は記載のとおりでございます。

私からは以上でございます。

○ 小林指導課長

指導課、小林です。よろしく申し上げます。

33分の22ページをご覧ください。新教育プログラム推進事業、英語コミュニケーション能力向上についてです。

内容については、新型コロナウイルスの影響で英語指導員、Y E Fの出入国の時期に変更が生じた。要は、今なお2名の入国審査が通っていないということで、その特別旅費及び家屋の使用料が当初の見込みを下回ったことや、非常勤講師旅費の費用弁償が当初の見込みを下回ったということで、減額補正を行うものです。

補正予算額については記載のとおりです。

続きまして、23ページをご覧ください。

同じく新教育プログラム推進事業、地域への愛着ということで、毎年、小学5年生と中学3年生が、そらんぼのほうを見学しております。これも、新型コロナウイルスの感染症の影響により臨時休業になりましたので、中学校の見学は中止となりました。そして、小学校の見学については、81人以上の学年については、受入人数の制限ということで入れませんでした。ですので、これについては、やはり一度は、そらんぼのほうを見学することは必要ということで、小学6年生のときに11校については見学を行うということで、その差額分も含め、そこに記載のと通りの減額補正をお願いしたいと思っております。

続きまして、中学校体育大会出場選手奨励金です。

これについては、新型コロナウイルスの影響により、全国大会、そして東海中学校体育大会が中止となりました。そのため、減額補正を行うものです。

補正予算額については記載のとおりです。

続きまして、自然教室事業です。

これについては、中学校における自然教室の実施については、4月、5月、6月が中心ということで、この頃は臨時休業となっておりました。ですので、予定していた中学校20校については、自然教室のほうを中止としました。

補正予算額は減額として、記載のとおりでございます。

続きまして、全国中学校体育大会開催費ということで、これは全国大会の負担金です。しかし、この全国大会についても中止となりましたので、その負担金の減額補正を行うものです。

補正予算額については記載のとおりです。

以上です。

○ 中村教育支援課長

教育支援課長の中村でございます。

33分の27ページをご覧ください。インクルーシブ教育推進事業費でございます。

インクルーシブ教育推進に当たり、介助員・支援員、医療的ケアサポーター等の旅費の費用弁償等について、当初の見込みを下回ったため、減額補正を行うものでございます。

補正予算額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、28ページをご覧ください。教育情報通信システム運営費でございます。

タブレット、コンピューター導入に伴う委託業務契約及びリース契約に当たり入札差金が発生したため、減額補正を行うものでございます。

補正予算額は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○ 伊藤社会教育・文化財課長

社会教育・文化財課、伊藤でございます。

資料、29ページをご覧くださいますようお願いいたします。

旧四郷村役場、今年度は、この工事に向けての実施設計の業務委託を行いました。その入札差金でございます。

補正予算額は記載のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○ 廣瀬博物館副館長

博物館、廣瀬でございます。

30ページをご覧ください。博物館運営事業費のうち、施設管理運営費です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、休館及び事業の中止を行ったことと、夏場の熱中症対策として、開館前に並ばれるお客様用のミストファン等の借り上げに伴う入札差金が発生したため、710万円の減額補正をお願いするものです。

○ 伊藤社会教育・文化財課長

社会教育・文化財課、伊藤でございます。

31ページをご覧くださいますようお願いいたします。

文化財保存活用地域計画でございますが、当初、令和2年度、令和3年度にかけて策定の予定ではございました。ところが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、この委託のためのプロポーザルの開催が2か月遅れましたので、令和3年度中の計画策定が見込めなくなったということで、令和4年度まで、この計画策定をさせていただきたく、債務負担行為の変更とさせていただきます。変更前は令和2年度から令和3年度で、変更後としまして、この計画が令和4年度にずれ込むということで、債務負担行為、令和2年度から令和4年度までとさせていただきます。

なお、この限度額のところにあります総事業費が、この変更後は減額されておりますが、これはプロポーザルの結果、当初予算よりも安価となったためでございます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 中村久雄委員

説明いただいて、多くが、いろいろ非常勤講師の方とかいうのが見込みを下回ったというところがございますけど、どうなんですか。教育への影響やったり、そういうことで、非常に現場は困っているというふうな。困っていないのかなと思うんですけど、その辺の

状況はどうか。

○ 内村学校教育課長

教員の人材不足は、これ四日市だけの問題じゃなくて、全国的にそういった傾向が強まっています。四日市は、来年度を見越しますと、より厳しい状況になっているというのは確かでございます。ですので、それぞれの学校で、予定していた非常勤講師が、この今年度においても配置できないという実態もございました。また年度途中で病気になられたり、産育休を取られる職員もお見えになるわけですが、その補充がままならない状況があります。

ですので、学校への影響はもちろん出ているんですが、できるだけ影響が出ないように、本来、常勤講師を配当するところを、非常勤の先生が配当できるようなら非常勤の先生を配当するような形、そういうような形で、できるだけ学校の影響が少なくなるような配慮や具体的な施策は行わせていただいているものの、今、人材不足というのは非常に大きな問題となっております。

○ 中村久雄委員

なかなか教職員さんの負担というのが大きいかと思いますが、それはよろしくお願ひしたいと思います。

続けていいですか。

○ 竹野兼主委員長

どうぞ。

○ 中村久雄委員

14ページの少人数学級の拡充ですけど、これ少人数学級、学級数は見込みでも、結構正確に出るんじゃないですか。

○ 内村学校教育課長

これは予算要求時に、その段階での来年度の小学校1年生、中学校1年生の学級の状況で予算要求をさせていただくんですが、この年度に関しましては、20クラスを想定してい

ところが17クラスになりました。結局30人か31人かというところが切れ目になってくるわけですが、現実問題、その間というのは結構な頻度で動きます。かつ、当初予定していた20クラスが17クラスになったのも、単純に3クラスが減ったわけじゃなく、半数以上の学校が入れ替わった結果、結果的に17クラスになったという状況ですので、学級数については、予算要求時と4月では大きく異なる、そういった実態はございます。

○ 中村久雄委員

分かりました。

続けて、10ページの学校管理運営費のことですけども、後にありました業務委託しておるところは業務委託費が減額になったということですけど、この部分は、直営の給食調理員さんのことですね。欠員は少ないとして、この臨時休業で勤務日数が減少したことで、例えば業務委託しておるところは、給食は行われていない臨時休業のときも、掃除したり、いろんなことで、仕事してもらったと思うんですよ。それは補償があるからしてもらったのかな。

うちの直営のほうは、やっぱり休んでもらったわけですか。

○ 長谷川教育総務課長

まず、臨時休業に伴う、給食調理員の状況につきまして、雇用は守るという考え方も当然ございますので、ご出勤いただく場合には、調理業務以外のことをお願いして、学校のサポートとか、いろんな雑務といいますか、軽作業をしていただいて、雇用を守った結果、全体として5日程度というふうに計算しておりますが、臨時休業以外に、夏休みに給食を延ばした時期もございますので、その差引きで、各学校全体で大体5日程度の日数、それに大体80名程度いらっしゃいますので、その日数分の減額になったと。

大きくは、やっぱり欠員のほうの影響も大きいかなと思っておりますが、直営校から委託校に変えた関係で、若干欠員が現状、改善されておる状況はございます。

以上です。

○ 中村久雄委員

はい、分かりました。その辺の雇用を守るという答弁でしたけど、大事とは思いますが、影響は小さく抑えられたという理解をさせていただきます。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手にて発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決により行います。

議案第123号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項社会教育費（関係部分）、第2条繰越明許費の補正（関係部分）、第3条債務負担行為の補正につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会の審査へ送るべき事項については、何か提案はありますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしと認めます。それでは、全体会に送らないことを確認させていただきました。

[以上の経過により、議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項社会教育費（関係部分）、第2条繰越明許費の補正（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

続きまして、議案第129号令和3年度四日市市一般会計補正予算、教育委員会所管部分について審査を行います。

議案第129号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第2項 小学校費

○ 竹野兼主委員長

本件は追加上程でありますので、資料の説明を求めます。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課の広瀬でございます。

ファイルは先ほどのファイルでございます。ページは一番後ろになります。33分の33ページでございます。よろしいでしょうか。

これは、令和3年度の当初予算の補正のお願いでございます。先ほどご説明させていただきました八郷小学校の災害用便槽整備事業と対になっているものでございまして、2月16日付で、国から補助の内示がございました。当初予算への議案上程に間に合わなかったため、今回、同額の減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段ご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手にて発言をお願いします。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。

反対表明もありませんでしたので、簡易採決により行います。

議案第129号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第2項小学校費につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会審査に送るべき事項について、何か提案はありますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしということで、全体会には送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第129号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第2項小学校費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

続きまして、新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事（全市的行事）の実施・延期・中止等の状況についての報告を受けたいと思います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 高橋教育監

教育監の高橋です。よろしくお願いします。

資料は、大分戻っていただきまして、09、2月定例月議会、05、教育民生常任委員会、004、教育委員会予算分科会追加資料の25分の25でございます。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う市主催事業（全市的行事）の実施・延期・中止等の状況でございます。

市主催事業については、8件上げさせていただきました。また、全市的行事については3件上げさせていただいております。

先ほどの補正ともちょっと関わる部分はございますけれども、説明を簡潔にさせていただきます。

まず一番上から、四日市子ども科学セミナーについては、7月、8月に実施予定でしたが、中止ということです。この事業については非常に人気の高いものですので、子供たちがたくさん参加するということが、3密を回避できないなど、あるいは会場の狭さなどというところから、中止とさせていただきます。

二つ目の教職員研修費についてです。これは、ちょうど夏休みに主に実施するようなも

のなんですけれども、これは必要性が高い研修会はオンラインまたは感染防止措置を実施した上で実施をいたしました。主にタブレットの導入とか、オンライン授業とかというのが今後必要になってきますので、その辺りと若手、ミドルのリーダー研修のほうは実施をしました。

三つ目です。地域子ども教室の開催でございます。これは規模を縮小して、3密を避けるとか、せきエチケットであるとか、そういうようなところを徹底しました。

自然教室です。小学校5年生、中学校1年生を対象に実施するものですが、一部中止ということです。実施できたところは、学校規模に応じた3密回避など、感染防止対策の徹底を行いました。

そらんぼ見学です。小学校5年生、中学校3年生を対象にする新教育プログラムの柱の6番目のものがございます。これについては、中学校は全校、小学校は一部を中止いたしました。実施したところは、3密回避などの感染症対策を実施しました。

それから、文化財保存活用地域計画策定事業でございますけれども、計画策定については1年間延長をするということで、先ほど課長から説明がありましたように、プロポーザルの延期に伴うものがございます。ただ、計画策定に関わる協議会はオンラインで実施というようなところではあります。

続きまして、四郷ふるさとの道ウオーキングです。これは規模を縮小して実施をいたしました。参加人数を制限、マスクの着用等、感染症対策の徹底を図りました。

八つ目です。これは博物館ですね。特別展・企画展の開催です。これは規模を縮小して実施でございます。入館人数の制限とか、上限を定めたりとか、感染症対策、それから特に春の展覧会においては、期間縮小ということがございます。

続きまして、全市的行事でございます。

卒業式は規模を縮小して実施です。人数制限とか時間短縮、3密を避けるなどというようなところがございます。

入学式も規模を縮小し、卒業式と同等でございます。

修学旅行についてです。これは旅行先を変更するなど、二転三転するようなことがございましたけれども、3密を回避するなど、感染症対策の徹底を図り、実施をいたしました。修学旅行は全部、実施できました。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言ください。

○ 石川善己委員

質疑はなくて意見で一つだけ。

すみません、卒業式中止で、私らの地域内に小学校二つと中学校二つとあって、教育長の名前で同じ文書四つ送られてくるので、そんな無駄なこと、せんといてください。一通で十分ですので。

このような人が、どれだけおるか分かんですけども、一通で十分やと思うので。それだけ言いたかっただけです。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もありませんので、本件はこの程度といたします。

それでは、理事者の一部入れ替わりがありますので、しばらくお待ちください。

議案第108号 四日市市奨学金条例の制定について

○ 竹野兼主委員長

それでは、続きまして、議案第108号四日市市奨学金条例の制定について審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求はありませんでしたので、質疑より行いたいと思います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。教育民生常任委員会ですが、ご質疑

ございませんでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決により行います。

議案第108号四日市市奨学金条例の制定につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認めます。本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第108号 四日市市奨学金条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第109号 四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

○ 竹野兼主委員長

続きまして、議案第109号四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

の制定について審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求はありませんでしたので、質疑より行います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段ご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決により行います。

議案第109号四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第109号 四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第116号 工事請負契約の締結について

～常磐西小学校大規模改修工事（1期工事）～

議案第117号 工事請負契約の締結について

～笹川小学校大規模改修工事～

議案第118号 工事請負契約の締結について

～内部小学校大規模改修工事（1期工事）～

○ 竹野兼主委員長

続きまして、議案第116号ないし議案第118号の工事請負契約の締結について、一括で審査を行います。理事者入替えを行います。

続きまして、議案第116号につきまして追加資料の請求はありませんでしたので、質疑より行います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段ご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決により行います。

議案第116号ないし議案第118号の工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第116号 工事請負契約の締結について～常磐西小学校大規模改修工事（1期工事）～、議案第117号 工事請負契約の締結について～笹川小学校大規模改修工事～、議案第118号 工事請負契約の締結について～内部小学校大規模改修工事（1期工事）～について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

15：56 閉議